

地域福祉計画に係る評価報告書

資料A-1

1-1 住民参加と協働の里づくり

(1) 地域福祉の醸成

①福祉教育の推進

項目	内容	H22 実施状況・評価
地域福祉推進期間の設定	・町民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保するため、地域福祉の推進期間の設定について推進します。	・11月11日の「介護の日」から12月10日「人権週間」と定めた地域福祉推進月間の期間中に、『きらりおおなんいきいき活動』の登録者推進キャンペーンをケーブルテレビで行い、住民参加を促した。 ・民生児童委員協議会では、地域福祉部会の事業計画に地域福祉期間の推進を位置づけ役割を検討した。
各福祉週間の充実	・町民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。	・児童福祉週間 5月5日～11日 ・赤十字運動推進月間 5月1日～31日 ・民生委員・児童委員の日 5月12日 ・障害者雇用支援月間 9月1日～30日 ・発達障害福祉月間 9月1日～30日 ・老人福祉週間 9月15日～21日 ・精神保健福祉普及週間 10月25日～31日 ・青少年健全育成月間 11月1日～30日 ・児童虐待防止推進月間 11月1日～30日 ・介護の日 11月11日 ・女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日 ・障害者週間 12月3日～9日 ・人権週間 12月4日～10日 ・民生児童委員として地区、自治会等で開催された敬老会に協力した。 ・「民生委員・児童委員の日」を知らせる懸垂幕を1ヶ月間役場庁舎に表示した。H23年度は具体的な行動計画を民生児童委員協議会総務企画部会で検討することになっている。
連携のとれた福祉教育の推進	・社会福祉協議会で福祉教育推進連絡協議会を定期的に開催し、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。	・平成20年度までは「邑南町学校教育研究会福祉教育部会」を中心に福祉教育推進連絡協議会を開催していたが、平成21年度より福祉教育部会が廃止となり、実質的な窓口がなくなったため、連携のとれた福祉教育の推進ができなかったが、各学校からの要望・要請に応え様々な活動を展開している。
社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	・学童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座（手話・点字・疑似体験）を支援します。	・町内3中学校、9小学校、福祉施設等の協力を得てサマーボランティアスクールを夏休み期間中に開催した。（施設体験型・講座型）また教育委員会と協働でサマーボランティアリーダー研修を開催した。（災害体験型） ・福祉講座は学校よりの要請に応じて随時対応している。（手話・点字指導、疑似体験等）
	・福祉文集「ふれあい」の発行を通して福祉教育を進めることを支援します。	・廃刊
	・高齢者・障がい者ボランティア養成講座の開催を支援します。	・手話ボランティア養成講座・認知症支援ボランティア養成講座・町民後見人養成講座を開催した。
保育所、学校等が行う福祉教育の支援	・老人施設や養護学校との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進を図れるよう支援します。	・町社協では、福祉体験教室の開催等、学校からの要請に応じて随時対応している。（手話・点字指導、疑似体験等々）
	・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。	
	・福祉体験教室（疑似体験、手話等）を支援します。	
生涯学習課・公民館が行う福祉教育の支援	・高齢者教室や、世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。	・高齢者を対象とした教室や、ふるさと探検隊、中野探検隊、布施ときどきチャレンジなどの世代間交流事業を通して、凧づくり、藁細工、魚釣り、郷土料理など高齢者の知恵や技を伝える機会を設けた。 ・高齢者の健康と生きがいづくり推進事業では、全公民館共通課題を「心の健康」とし取り組んだ。2公民館で歯科栄養講座を開催し、介護予防、健康教育を実施した。また、公民館主事会に出席し介護予防と公民館活動の横断的な連携づくりに努めた。

	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進事業の推進（スポーツ大会、スポーツ講習会）の開催により健康増進の普及を協働して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 1年12ヶ月を12館巡回でウォーキング大会を開催するとともに、羽須美地域の見所を2日間歩くツーデイウォークを開催し、歴史探訪と健康づくりの両面からウォーキングを楽しんだ。 四季折々の自然観察会や山登り、森林浴などの機会を設け高齢者の健康増進を図った。 健康づくりの一環として、公民館と連携を図り、各地域においてウォーキング大会を毎月1回開催。30人～100人の参加があり、健康増進と健康に対する意識啓発に効果を上げている。また、日頃からできる手軽な運動としてのウォーキングも普及している。
	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町食育推進計画の策定により食育の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 5月に邑南町食育推進協議会を開催した。3部からなる活動についての報告及び学校給食、地産地消を意識した情報交換会を実施した。
自治会、地区社協などの地域が行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や地区社協等が福祉活動・教育を推進できるよう支援します。 地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 11地区社協に福祉活動、福祉教育（福祉学習）の実践を要請した。（活動費の助成） 地域ささえあいミニデイサービスは計画的に普及活動を行い6グループを立ち上げた。また、既存のグループを訪問し活動計画の支援を行った。 健康サポートリーダー構成講座を5回シリーズで3地域で開催した。登録者（112名）には研修会を開催し運動紹介・情報提供を行った。 認知症キャラバンメイトへの再教育を社会福祉協議会主催の「認知症ボランティア講座」に併せて実施した。

②人権教育の推進

連携のとれた人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。 各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切に学習活動の実践を推進します。 人権、同和問題に対する理解を深める学習の推進、人権週間・旬間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・公民館との連携により人権・同和教育の推進を図った。 全小・中学校で各地域のふるさとの良さを生かし、地域の講師による学習活動の実践している。 公民館における講座の開催、PTAの研修会の開催、邑南町人権・同和教育推進協議会での研修会の開催、人権週間における人権講演会の開催、みんなで学ぶ人権講演会への参加により推進した。
---------------	--	---

③心の教育の推進

地域が行う心の教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等で、子どもたちや高齢者などの世代間交流を通し心の育成を図れるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館では、自治会等からの相談に応じて支援している。
--------------	--	--

(2) 地区・団体活動の促進

①健康づくり活動への促進

基本的な生活習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むことができるようなテーマを決め、関係各課・公民館・社会福祉協議会等が連携して生活習慣の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの頃からの基本的な生活習慣を確立するために、子どもを迎えるまでの妊娠期では両親学級、乳幼児期には健診や教室を保育所や関係課、機関と行っている。小学校以降は学校の中でテーマを設けながら、PTAや子どもたち主体の活動へも展開している。 医療機関や保育所・小中学校などの関係機関と毎年歯科保健検討会を開催し、家庭・保育所・学校・地域がライフステージを通じた取り組みを継続していけるよう連携を図っている。
住民が主体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など小地域の活動の開催を支援し、介護予防の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域運動教室、ささえあいミニデイサービス、認知症予防教室、いきいきサロン等の健康づくり・介護予防の教室を自治会や公民館単位、あるいはそれよりもっと身近な場において計画的に立ち上げている。また、それに合わせて、健康サポートリーダー等ボランティアの養成を継続しており、各地域において住民が主体となった健康づくり、介護予防が推進できるよう公民館や自治会と連携を図りながら体制づくりを行っている。
公民館単位での健康づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公民館を拠点とし身近な場所で健康づくり活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 全公民館において健康づくり、介護予防を目的とした「高齢者の健康と生きがいづくり事業」を実施している。H22年度は全公民館において自殺予防の講演会を開催した。また、昨年実施した歯科実態調査の結果をもとに、歯科と栄養をからめた教室も開催した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の充実として送迎など交通手段の確保に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記事業については、運転手賃金も予算にされており、送迎を行うことで、より多くの方に参加していただけるよう配慮している。 ・年度末に、公民館主事会において当該年度事業の評価を行い、より効果的な事業展開ができるようにしている。
②世代間交流の推進		
ふれあいサロンの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11地区社協に自治会エリアでの世帯間・世代間交流としてふれあいサロンの開催を要請している。
③地区・団体活動の促進		
集落(班)・自治会の地区活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会で「夢づくりプラン」の策定に取り組み、住民自らが地域の課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3団体検討中 ・推進4団体実施予定 住民自治の気運は高まりつつある。今後も引き続き説明会等の開催を検討したい。
各団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ、障がい者団体や母子会等の各種団体の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動が継続できるよう、補助金の交付や社会参加促進事業の委託等により支援している。 ・邑南町老人クラブ連合会、邑南町手をつなぐ育成会、邑智郡ふれあいの会の事務局を担当(社協)
④ボランティア活動・NPO活動、企業ボランティアの促進		
ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアへの参加が少ない青・壮年層を中心にボランティア活動についての情報を提供し、参加する機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報「おおなん社協」及びホームページでボランティア情報を発信。 ・昨年より11月第2土曜日を「邑南町ボランティアの日」に制定。(環境美化ボランティア活動を提唱推進) ・高齢者の社会参加による介護予防を目的に介護支援ボランティア活動「きらり おおなん いきいき活動事業」(町委託事業)を実施。 ・公民館と社協の共催で、小学6年生を対象にサマーボランティアリーダー研修を開催し、災害時の生活体験を味わった。 ・歳末に社協、公民館合同でふれあい餅つき交流会を開催した。 ・子ども会と公民館合同での空き缶拾い(出羽) ・自治会と公民館合同宝の里クリーン作戦(布施)
一般企業等のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労について理解・協力・支援を要請するとともに併せて実施している。
ボランティア団体の横の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑南町ボランティアセンターで、相談、調整、情報提供を実施している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のボランティアグループの活動が活性化できるよう支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑南町ボランティアセンターで活動費を助成。 ・しまねボランティア・NPO活動応援基金「人・まちファンド」を実施。 ・島根県ボランティアセンターと連携して邑南町社会福祉協議会のホームページ等で助成情報を随時提供している。
NPO法人の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との協働を目指した研修を実施した。今後も双方の特性を活かした取組を模索したい。また、申請等についての権限移譲の準備を進めている。
⑤地域のネットワークづくり		
公民館の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、自治会、地区社協の3団体の連絡会を開き「銀山まつり」等連携行事を開催(出羽)。 地区社協、公民館共催事業、餅つき交流会(阿須那、中野、田所、市木、矢上、井原、高原、日貫) 冬季オリンピック(布施)グラウンドゴルフ大会(田所)福祉セミナー(田所)通学合宿(口羽、高原、布施、)三江線の旅(出羽) 社協、公連協共催事業6年生リーダー研修(日和～矢上)

地域リーダーの育成の推進	・各機関・団体・組織（自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成が図れるよう努めます。	・社会教育関係機関の成果発表会及び夢づくりプラン策定中の地域での公民館と自治会合同による夢づくりフォーラムなどを開催し、地域課題の掘り起こしと解決にむけての話し合い学習を行った。 ・地域での健康づくりや介護予防活動を支える地域の人材育成のために健康サポートリーダー構成講座を開催した。 ・自治会と公民館合同地域づくり講演会（布施）、研修会（田所）の開催。 ・学校、PTAと公民館が連携し地域人権講演会（市木）開催。
--------------	---	--

1-2 利用者の個性と権利を大切にすまちづくり

(1) サービス利用者の権利擁護の推進

① 権利擁護事業の普及促進

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の普及・促進	・判断能力が不十分となった人に対して、社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。	・平成22年度新規契約2件（総契約件数14件）
成年後見制度の普及・促進	・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、代理権を与えられた成年後見人等が本人を保護する成年後見制度の広報及び普及、利用の促進を図ります。	・社会福祉協議会による「町民後見人養成講座」が開催された。 ・町長による成年後見開始審判申立を1名の方について行った。 ・親族からの相談により、申立手続きについて1名の方に代行を紹介した。 ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に成年後見制度の勉強会を行った。
	・社会福祉協議会が法人後見人となり、後見受任します。	・町民後見人養成講座を実施（受講者33名） ・契約件数7件。様々な支援活動を展開した。
民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。	・民生委員の情報をもとに、高齢者、障がい者で支援を要する世帯に権利擁護のための情報提供をおこなった。

② 苦情解決事業の充実

サービス事業者が行う苦情解決	・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。 ・第三者評価による情報の公開を進めます。	・福祉課及び支所福祉係を相談受付窓口とし迅速な対応を行った。 ・認知症高齢者グループホームは第三者評価が義務づけられており、窓口で評価結果の閲覧をしている。
介護相談員派遣事業の実施	・介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に応じ、サービス提供事業者との間に入り解決にあたります。	・新しい介護相談員2名増やし、6人体制で8施設で相談活動を行った。 ・施設：グループホームあすなろ、ゆめあいの丘、ゆめあいの郷、故郷、あさざり、桃源の家、香梅苑、安心センター ・介護相談員連絡会（2回）や施設との連絡会（5回）開催した。

(2) 要支援者への対応の推進

① 虐待や暴力を防止する対策の推進

高齢者、障がい者	・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高齢者虐待対応ネットワーク会議で解決方策を検討し対応にあたります。	・高齢者虐待の通報件数が2件、相談が2件あり、関係機関と連携し地域包括、福祉事務所、保健師による対応をした。複雑な家庭環境から発生する虐待がみられる。また、専門職チームの検討会へ参加し事例の検討を行った。 ・高齢者虐待防止対策推進協議会を2回開催し、事業検討を行なった。
児童、女性に対する虐待・暴力の防止	・児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「児童家庭相談援助指針」に基づき「邑南町要保護児童地域対策協議会」と連携して迅速に対応します。	・福祉課を窓口の実務者会議を2か月に1回開催するなど組織的に早期発見、情報収集等に取り組んでいる。 また、庁内LANを活用した実務者のみがケース記録等を閲覧・書き込みのできる文書フォルダの作成により最新情報の把握に努めている。
	・DV防止法の理解を促進するために意識啓発・広報を行います。	・県から送付されたパンフレットを窓口や各公民館へ配布して啓発に取り組んでいる。
	・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。	・東部に女性センター、西部にあすてらす女性相談室があり、相談体制は整っている。窓口で相談があれば必要に応じて相談センター等へ連絡し対応する。
	・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。	・上位法に基づき、必要が生じた場合、警察と連携を図り対応する。

②社会的孤立者対策の推進

経済的自立のための支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者等に就労生活支援活動を展開した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう「生活福祉資金」の活用を紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活福祉資金」「民生融金」事務を実施している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等利用者負担減免制度及び介護保険利用者負担減免制度により、低所得者への支援を行った。
高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健課と連携し、うつ予防講演会を羽須美、石見、瑞穂の3会場で開催、自殺予防講演会を各館12会場で開催中である。 ・高齢者の閉じこもり防止対策として、高齢者の健康と生きがいがいづく推進事業により公民館まつり、地域巡りなど際の送迎バスを運行し参加を促している。 ・電話での対応や基本チェックリストで閉じこもり・うつ傾向の人には通所型のサービスを勧めた。 ・認知症、うつ等に対する偏見をなくし、家族が早期にされるような地域の啓発を進める必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や保健師による定期的な訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員との会議や保健課との定期的な会議で情報交換、ケース検討を行い、訪問など必要サービス提供を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストなどで把握した対象者に対して、必要に応じて電話・訪問で対応した。 ・「心の健康相談」を定期的開催し相談・情報提供したり、医療が必要なケースについては専門医療機関に紹介を行っているが、相談件数は少ない。

③潜在的な要支援者の把握の推進

各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業より把握、必要のケースについて個別に対応している。(社協) ・民生委員会(支部会、全体会)に参加し、協力しながら事業を実施している。(社協) ・社会的孤立や貧困などの要援護者は増加する傾向にあり、多様な課題を持っているため、一機関での個別対応には限界がみられる。 ・こうした要援護者に対しては課題処理、マネジメント機能が必要で複数の関係機関のネットワーク化も整備する必要がある。 ・要援護者の把握から情報整理、解決のための関係機関の連携機能を持つ部所の開発を検討する必要がある。 ・民生児童委員は訪問活動を行ない「福祉票」を整備して要援護者の把握をしている。
-------------------------	---	---

1-3 総合的に支える地域の福祉環境づくり

(1) 情報提供・相談対応の充実

①情報提供の充実

地域の民生委員・児童委員による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会に設置した専門部会(総務企画、地域福祉、児童福祉)ごとに専門的な外部研修に参加し、相談時の迅速な対応が図れるよう努めた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯票の作成を行い、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉係が整備した「要援護者台帳」を基に民生委員が福祉票の整理を行い、要援護者の把握を行った。
子育て等に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保育所で行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会等を通じて次世代育成支援行動計画に基づき教育委員会、保健課、福祉課が同じ認識のもとに情報提供ができるよう取り組んでいる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・育児についての相談は、地域子育て支援センターが行っており、子育てサロンなどを通して情報提供をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターは東光保育所、東保育所で運営し、定期的な子育てサロンも開催している。社会福祉協議会も独自に子育てサロンを開催して支援センターのフォローをしている。
ボランティアに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と町民の参加を促進できるように支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者支援ボランティア養成講座の案内を行った。(手話ボランティア養成講座・認知症支援ボランティア養成講座・町民後見人養成講座) ・「ボランティアセンター運営委員会」を設置している。

<p>職業や技能を活用するための情報提供</p>	<p>・高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。</p>	<p>・シルバー人材センターで実践している。一人暮らし高齢者や障害者等の生活支援、地域の福祉等（生活）ニーズ対応、生活上の問題・課題解決の機関・事業として地域に浸透 ・学校支援地域本部事業により、羽須美、石見、瑞穂の3地域に各1名の地域コーディネーターを公民館に配置し、高齢者がこれまで培ってきた知恵や技術を学校支援という形で役立てる体制の強化及び地域ボランティアの養成に努めた。</p>
	<p>・障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所と連携して、職業に関する情報を紹介します。</p>	<p>・必要に応じて、個別に対応します。（社協） ・障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所と連携して、職業に関する情報を紹介します。</p>

②相談対応の充実

<p>在宅療養・介護を支える相談窓口の充実</p>	<p>・在宅療養や介護を支えるために医療機関において、医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。</p>	<p>・介護サービス事業所連絡会への出席を依頼し、医療との情報交換を行った。</p>
<p>日常生活を支える相談体制</p>	<p>・地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。</p>	<p>・日常の民生委員活動であらゆる相談に対応する他、石見支部では「心配ごと相談」を開催し、時間をかけた相談を行っている。 ・民生委員が、地域の相談役としての情報、知識を習得するため外部組織が主催する研修会等へ参加している。</p>
<p>高齢者に関する相談体制</p>	<p>・福祉課、保健課、社会福祉協議会のネットワーク化を充実し迅速な相談対応を図ります。</p>	<p>・公民館主事に年5回定期的に出席することで介護予防と公民館活動の横断的な連携づくりをした。 ・農林振興課、保健課、生涯学習課、社協の機関を巻き込み介護予防を効率的に推進するため「介護予防計画」が3月に作成予定である。 ・保健課、社協（委託事業を主）とは、月1回の調整会議を開催した。</p>
<p>障がいのある人の相談対応</p>	<p>・社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談、出張相談、心配ごと相談、行政相談、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。</p>	<p>・法律相談を年6回、教育相談を年2回、女性相談を年2回開設するとともに、毎日相談等（よろず相談）を町社協で実施している。</p>
<p>障がいのある人の相談対応</p>	<p>・町民課では、人権擁護委員による人権相談日を設けるほか、消費者問題についての相談にあたります。</p>	<p>・各地域毎に年4回人権相談所を開設している。 ・無料法律相談所の開設日の広報(川本・浜田) ・消費者問題研修会開催 3回予定 （各地域で開催）</p>
<p>障がいのある人の相談対応</p>	<p>・高齢者に関する相談には、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう地域包括支援センターにより各種専門機関のネットワーク化に努めます。</p>	<p>・今後も総合相談に対応するため関係機関が情報交換をしながらネットワーク体制を整え、適切で迅速な対応をしていく必要がある。</p>
<p>障がいのある人の相談対応</p>	<p>・身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。</p>	<p>・島根県が相談員業務を委託。町広報に紹介記事掲載。 身体障害者相談員 新田守正さん 知的障害者相談員 前田玲子さん</p>
<p>障がいのある人の相談対応</p>	<p>・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。</p>	<p>・相談支援事業者として緑風園・林・トステーションおりのび・ハートフルみずほが様々な相談に対応している。 ・町社協では、「邑南町手をつなぐ育成会・邑智郡ふれあいの会」等の事務局を担当しているため知的障害者よりの相談が多く随時対応している。</p>
<p>障がいのある人の相談対応</p>	<p>・障がい者福祉施策は複雑であるため、それぞれの福祉ニーズに対応するため、関係各課で連携して相談にあたります。</p>	<p>・事案ごとにケース会議を開催して相談に取り組んでいる。 ・地域自立支援協議会に連携の窓口を設け調整している。</p>

児童に関する相談対応	・地域における児童の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応します。	・児童委員及び主任児童委員の位置づけと役割が認識されるよう広報を行う必要がある。 ・要保護児童等に対する関わり方等について、民生児童委員協議会で研修の場を設ける必要がある。
	・学校においてはスクールカウンセラーを配置し、養護教員、担任等が相談に対応していますが、関係機関との連携が図れるよう支援します。	・瑞穂中140H、石見中140H、羽須美中70Hの訪問相談（県補助）を実施している。このうち、それぞれ中学校区内の全小学校への訪問を配分している。 ・中学校を中心に小、中、適応指導教室（町直）連携のもと相談活動、不登校予防に努めている。
	・通級指導教室において発達障がい等の相談に応じます。	・必要に応じて、各小中学校との連携をはかり相談、支援を実施している。
	・社会福祉協議会では、教育相談を定期的に開催します。	・瑞穂小学校通級指導教室、関係機関（小・中学校）の協力を得て教育相談を年2回開催。個別のケースについても随時対応している。
母子家庭等に関する相談対応	・福祉事務所に配置されている母子自立相談員が母子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。	・邑南町無料職業紹介所の出張相談等に対応している。また、母子家庭等就業相談でも県母子会の就業相談員と共に対応している。

③地域で各種情報を収集する環境の充実

地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動	・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、消費者問題など、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。	・町民大学で邑智病院石原医院長を講師に医療についての講演会を開催した。 ・盲導学習会（井原）、電動三輪車講習会（中野）、介護保険学習会（阿須那）の開催。
	・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出席講座等を活用して支援します。	・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出席講座等を活用し、支援している。 ・老人クラブ福祉大会（阿須那）、福祉セミナー（田所）を開催。 ・社協、地域のボランティアと公民館が連携し通学合宿（口羽、高原、日和）を開催。
F T T Hを活用した情報環境の充実	・F T T Hの整備が計画されていることから、その機能を活用して医療・福祉・介護等の生活情報の充実を図ります。	・民生児童委員協議会が協力してF T T Hを活用した「見守りテレビ」の普及に努め、100世帯で利用されるようになった。

(2) 保健・医療・福祉の連携

①保健・医療・福祉の連携調整

福祉調整会議の充実	・福祉施設等の運営機関で地域福祉等、町の福祉施策の共有と意見交換を行うため、福祉調整室が調整会議を開催します。	・障害者福祉6月 ・高齢者福祉・児童福祉5月 ・医療機関5月&1月 ・代表者会議2月（予定）で実施した
-----------	---	--

②ケアマネジメントの充実

ケアマネジメント研修会の開催	・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。	6月に県立広島大学金子務氏を講師に「医療と介護の連携強化と介護支援専門員の立場」と題しケアマネジメント研修会を実施し質の向上に努めた。
事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	・地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。 ・保健・医療・福祉・介護・の連携を深めます。	・事業者連絡会は情報提供・研修会を中心に3回開催した。 ・羽須美地域サービス調整会議4回開催した。 ・福祉課、保健課、生涯学習課（公民館）、社協（委託事業）は計画どおり定期的な連絡会を開催し、事業の調整を行うことができた。
ケアマネジメントの充実	・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。 ・ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。	・ケースの状況に応じて保健課・福祉事務所・民生児童委員・介護支援専門員との関係者がケースカンファレンスを行い適切なマネジメントを行っている。 ・介護支援専門員の新任・現任研修への参加やケアマネジメント研修会を開催した。 ・介護支援専門員の資格を1名が取得した。

(3) 自立した生活ができる環境整備の推進

①公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

バリアフリーのまちづくり	・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築をバリアフリー化に努めます。	・バリアフリー法や島根県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に従ってバリアフリー化を進めている。
	・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と協力して相談窓口の設置を検討します。	・バリアフリー法の関係から、島根県や県央県土整備事務所の建築部を相談窓口として紹介している。
	・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。	・「長寿社会のすまいづくり」相談員名簿で周知している。
	・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。	・公営住宅24戸を修繕し、その内8戸について、室内の段差解消や便所・浴室に手摺りを設置しました。
バリアフリーの意識啓発と相談対応	・町の「バリアフリー条例」の制定を検討します。	・島根県ひとにやさしいまちづくり条例が制定されている。また、バリアフリー化は定着しつつあり、町の「バリアフリー条例」の制定の要否については検討を要すると思われる。
	・介護支援専門員や建築業者を対象としたバリアフリーに関する研修会の開催を図ります。	・バリアフリーに関する研修会は開催できなかった。
	・介護や住宅に関する専門職のネットワーク化を図り「住まいづくり研究会」の設立を検討します。	・「住まいづくり研究会」の設立は、専門職のネットワークが形成されていないため検討を要す。

②地域の災害・防犯体制の充実

自治会等の地域組織での災害・防犯対策の推進	・ハザードマップを作成し、地域で高齢者・障がい者を災害から守るための対応を推進します。	・邑南町地震防災マップを全戸配布、HPにも掲載した。自治会長・集落代表者緊急連絡網を整備し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成した。避難支援プランについては全体計画を作成したが、個別計画を今後作成する。
	・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。	・今後開催する予定
	・消費者教育、防犯活動を推進します。	・担当部局と連携し活動を行っている ・現在、防犯を目的に「安全・安心な町づくり条例」と「邑南町防犯連合会」の設置について検討している。 ・町民課と連携し、消費者問題をテーマに講演会を開催した。
	・子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。	・子ども安全センターの12の支部は、自治会代表はじめ校区内の各種団体代表者等で構成し、青色パトロール等、子どもを守る運動を展開している。
町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応	・地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。	・福祉避難所設置及び運営に関する協定締結を行った。 ・地区社協と公民館連携で防災学習会（阿須那）、自治会、消防団、公民館連携で地域防災訓練（布施）、自治会、公民館連携で安心・安全な出羽すくりに講座（出羽）を開催。高齢者を対象として交通安全教室（矢上）を開催。
福祉施設等の災害対応の充実	・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的の実施されるように徹底を図ります。	・四ツ葉の里防災会議に毎年参加している。また、指定管理団体指導監査の際に実施の確認をしている。
災害ボランティアの養成	・他地域の災害に対して救援活動を実施できるよう、社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。	・社会福祉法人島根県社会福祉協議会主催の「災害ボランティアコーディネーター養成講座等」を職員が計画的に受講修了している。

(1) 高齢者福祉サービスの充実

①福祉サービスの充実

項目	内容	実施状況・評価
緊急時体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急電話利用者への定期的な訪問を行い、緊急時の正しい使い方を指導します。 ・さらに安心・安全な地域づくりをめざし、近隣世帯はもとより、集落福祉委員・郵便局員・ボランティア等色々な立場の方の協力を得て、高齢者世帯を支える体制づくりをすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から警備会社を利用し緊急通報システムの稼働を開始した。 ・緊急時には警備会社の警備員が短時間で援助に向かうようになり、家族と民生委員には結果と情報が連絡されるようになった。
食の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を継続し、自立への方向へ結び付くよう必要なサービス提供ができるよう体制を整えます。 ・今後、民間サービス等を活用し、365日配食や病態別食事の提供などニーズに応じたサービスの導入を検討します。 	<p>「地域支援型配食サービス」は民間事業所を活用。サン丸瀬12人・みのり工房54人・石見プラザ14人登録。「予防型配食サービス」は見守り・栄養改善の必要な人で社協へ委託。51人登録。利用中の人にアセスメントを行い現状の把握をした。</p>
自立した生活への支援づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家事援助等生活支援の必要な方に、介護予防の視点で計画を立てサービスを提供していきます。さらに一定の評価を行ない、自立へ向けて支援を行います。 	<p>特定高齢者で生活面での支援・助言が必要と思われる対象者に訪問（保健師・歯科衛生士）する流れが定着してきた。予防給付対象者はアセスメントし自立に向けた支援を行った。</p>
生活をより行いやすくするための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で不要となった福祉用具の有効活用を図り、必要とする方が利用できるような体制整備を行います。 ・1人暮らしを支える日常生活用具として、引き続き給付を検討します。 ・1人暮らしの不安を考慮し、食事等をともにし高齢者同士仲間づくりや交流を行うグループリビングもその1つです。既存の施設（ぐるーびリビング）を活用するだけでなく、身近な交流の場として空家の利用や公民館・自治会館などを有効活用し、小グループで互いの生活を支え合う場を検討します。 	<p>一時的貸し出しは社会福祉協議会において貸与をしている。</p> <p>グループリビングは利用者がなく活用されていない。コーディネートする人材がない事が課題だと思われる。</p>

②交通支援の充実

交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通体系の整備は、生活全般を支援するものであり、巡回バスの路線・体系見直しを行い、出かけやすい体制づくりを検討します。巡回バスの入らない地域への福祉タクシーの導入、また公的サービスで補えない部分については、NPO・ボランティア団体等民間サービスの導入も検討していきます。 	<p>通院・買い物便として各地域でバスを運行している。「生活交通検討委員会」では幅広い声が反映できるよう検討が重ねられている。</p>
外出への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者にとって、住み慣れた地域社会での通院の支援として、サービスを継続していきます。 	<p>バス路線から離れた地域では通院タクシー助成制度を継続した。（10世帯12人）。身体状況により、普通自動車移動が困難な人への外出支援サービスを社協に委託し行った。（登録者31人・利用206回）</p>

③住環境の整備

住居の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に見守りが必要な人に対して、病院からの退院直後・冠婚葬祭等短期間に利用できるサービスとして、短期入所生活介護があります。在宅生活を行うための準備や、家族の介護を支援する役割になっています。 ・65歳以上独居・2人世帯の方で、在宅生活に不安がある方に対し、居住（高齢者生活福祉センター）の利用決定を行います。入所後も生活が支障なく行えるよう、引き続き支援を行います。 ・居宅で養護を受けることが困難な方への施設として養護老人施設入所の役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部のサービス利用により生活支援を補います。 ・高齢化に伴い、住みにくくなってきた公営住宅を、高齢者が住みやすいよう環境を整備することが大切です。（風呂場・段差解消・手すり等）住宅マスタープラン（地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画）・ストック改善事業（地域の特性に応じた再生・活用）により、既存の住宅を計画的に改修実施しています。 	<p>退院後在宅生活の不安・家族の外出等を理由に支援を継続した。（利用者7人・120日利用）</p> <p>安心センター（15人定員）への入所は審査会を開催し、適正な入所を図った。通所介護・訪問介護・配食サービスを利用しながら自立した生活を支援している。（審査会年4回・5件決定）</p> <p>養護老人ホーム「香梅苑」に措置を行い、日常生活の支援・介助が必要な人には本人の意思に基づき、介護保険サービスも利用できるよう調整をしている。（邑南町41人・外部サービス利用者26人）</p> <p>既存住宅の改修では、三本松団地3・4号棟48戸の手すりの設置・ドアの引き戸・段差解消を行った。今後未実施住宅については計画的に改修していく。住宅マスタープランの見直し中で3月には作成する予定。</p>
-------	---	---

④公共施設のバリアフリー化

公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・各公共施設が高齢者・障がい者にとって使いやすい施設であるか（トイレ・段差・スロープ等）点検に努めます。 	<p>瑞穂支所新築に伴いバリアフリー化をした。</p>
--------------	--	-----------------------------

⑤福祉サービスの決定・評価の体制づくり

福祉サービスの決定・評価	・対象者に必要なサービスが提供できるように調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行い、前述のようなサービスを適切に提供していきます。	高齢者のサービス決定には関係者で会議を開催し適正化を図った。
--------------	---	--------------------------------

(2) 地域づくり（見守りネットワーク）

①地域づくり

項目	内容	実施状況・評価
地域づくりの意識啓発	・地域コミュニティごとの自主的な活動として、健康づくり・生きがいづくり活動を実施していくため、公民館を中心とした生涯学習活動、生涯学習課の行っている、地域づくり等 関係機関との連携をとり、地域の体制づくりを推進します。 ・要介護状態になる前から、将来 家族が介護状態になったときにどう支えていくのか話し合っておくことが必要です。また、高齢者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。	健康長寿おおなん推進会議では、自治会長・住民代表・民生委員等の参画を得ながら、地域をあげて健康づくりや介護予防に取り組む気運づくりを行っている。今年度は、行政主体で行う事業だけでなく、住民の方にも加わってもらい協働して取り組む事業も増えている。 出前講座・地域運動教室等の場を利用して、若いうちから介護予防の必要性や対策について意識啓発し、自分のこととしてとらえてもらう取り組みを行っている。
活動の担い手づくりの推進	・地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーを積極的に発掘・育成するとともに、リーダーの積極性・向上心が持続するような支援を行います。	健康サポートリーダー養成講座を今年度も継続し、3地域において6回シリーズの養成講座を開催している。また、すでに健康サポートリーダーとして登録しておられる方には、年3回の研修会で意欲の喚起・具体的な取り組み方法の習得・活動の悩みに対する対応を行っている。
支え合いネットワークづくり	・町内の独居老人・高齢者夫婦世帯の状況を把握し、民生委員を中心として、身近な地域で支えていくネットワークを構築していきます。	地域での支え合いの中心となる自治会長や民生児童委員に、地域支え合いの必要性を理解していただくため、自治会長会や民生児童委員会において、研修会を行った。羽須美地域 戸河内地区においては、自治会長・民生児童委員の声かけにより「戸河内見守りネットワーク」の組織ができた。

②認知症高齢者を支える体制づくり

意識啓発	・認知症高齢者やその家族を地域で支えていけるよう、認知症についての理解を深めていきます。	島根大学との共同事業で、特定健診に併せうつ・認知機能検査を実施し、早期発見と・早期対応をはかった。また、それに伴い3地域において認知症予防講演会を開催し、認知症に対する理解を深める取り組みを行った。また、各地域で開催している認知症予防教室への活動支援を行い、身近な場での認知症に対する意識啓発を継続している。
相談窓口の充実	・現在各支所にある認知症相談窓口をより周知するとともに、地域包括支援センターと連携をとり、認知症に関する情報提供・専門医療機関の紹介・利用できるサービスの紹介と実際にサービスに結び付くよう調整を行います。	各支所に相談窓口を設置している他、心の健康相談・社会福祉協議会の物忘れ相談等の相談窓口があるが、相談者が少なく今後もPRをしていく必要がある。
個別支援の充実	・認知症高齢者には日常生活への支援が必要であり、また症状も個人差が大きいので、個別支援が必要となります。個別相談・指導の必要な方は地域包括支援センタースタッフや保健師が訪問し、状況把握を行った上で個別支援計画を立て、それに基づいたサービス提供を行います。 ・認知症サポーターが生活支援や地域行事への参加支援 等日常生活の支援を行います。	前期高齢者の中で、基本チェックリストによる危険群・大学健診の認知・うつ機能低下者に対しては、保健師が状況確認を行い、必要な方を治療あるいはサービスにつなげていく。認知症フロー図により、地域や関係スタッフからあがってきた情報については、月1回の調整会議の場で処遇検討を行い、支援計画を立てる。 支援・活動は実施できなかった。
家族に対する支援の充実	・認知症高齢者を支える家族の精神的・肉体的負担が大きいことから、キャラバンメイト（※1）や認知症サポーター（※2）・関係スタッフが随時 悩みの相談に応じます。また、家族介護者教室を開催し、リフレッシュ・情報交換・仲間づくりを行い、介護者の精神的な支援を図ります。	家族交流会で介護者への健康支援を行った。キャラバンメイト登録者に社会福祉協議会主催の「認知症ボランティア講座」への研修を案内し、再教育を行った。専門職に対して認知症の家族支援スキルアップ研修を実施した。
本人と家族を支えるネットワークづくり	・認知症高齢者が在宅で生活するためには、家族介護だけでは限界があり、地域で支えていく体制づくりが必要です。認知症の症状として、徘徊・物を壊すなどの問題行動がみられる場合もあります。そういう方に対しては、それを見かけたときの本人に対する声かけや見守り・家族への情報提供が必要であることから、近隣住民による支援体制づくりを行います。また、ボランティアなど公的以外のサービス調整に努めます。 ・認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症になっても地域で暮らし続けることができる地域づくりを推進し、住民による学習会を自主的に開催します。 ・キャラバンメイト・認知症サポーターの位置づけや役割を明確にするとともに、育成を継続して行います。また、活動交流会や研修会を行い、質の向上に努めます。	認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後も自治会や民生児童委員等の地域の方と話し合いを重ねながら、地域のみなさんによる見守り体制を整備する。 キャラバンメイトの再教育を「認知症ボランティア講座」に併せて実施した。

(3) 生活支援の充実

①各種団体の支援

項目	内容	実施状況・評価
ボランティア活動の促進	・ボランティア活動の活性化を図るため、町民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、ボランティアセンターを中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。	手話ボランティア養成講座実施16名・認知症支援ボランティア養成講座2月実施予定・邑南町ボランティア団体支援事業助成金2月実施予定・サマーボランティアスクール実施施設体験型126名、プログラム型54名・サマーボランティアリーダー研修実施(教育委員会と共催)18名・広報「おおなん社協」及びホームページで啓発及び情報提供を行った。・きらりおおなんいきいき活動事業で登録者の呼びかけや活動施設等を募集しボランティア活動の普及啓発活動を行った。邑南町地域福祉推進月間に合わせ、11月第2土曜日を「邑南町ボランティアの日」と定め、町内一斉にゴミ拾いを実施した。参加者223名
老人クラブ活動の支援	・老人クラブは高齢者が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動を行うことにより、老後の生活を豊かなものにするという目的があります。近年、会員の減少により、本来の活動ができにくい状況になっていますので、各老人クラブ単位で、参加してみたいくなるような魅力ある活動を工夫したり、活動のPRに努め、会員の増加を図るとともに組織の活性化に努めます。	・介護予防活動としてグランドゴルフを年3回実施。 ・各老人クラブでは地域・社会貢献・ボランティア活動・介護予防として様々な活動を展開した。 ・老人クラブの中で介護支援ボランティアへの活動を推進した。
生きがいづくり自主グループの支援	・地域には、高齢者の生きがいづくりを目的とした、自主グループがあります。各地で様々なグループが立ち上がるよう、行政が相談やアドバイスを行い、それぞれのニーズにあった活動に参加できるよう調整を行います。	地区社会福祉協議会を中心に自治会エリアを対象として、「いきいきサロン」を実施。公民館ごとに地域の特色を生かした健康と生きがいづくり事業を行った。
民生児童委員の活動支援	・民生児童委員は、町民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として期待されていますが、担当エリアが広く全体をカバーするのが難しい状況です。また、地域のつながりの希薄化とともに活動しにくくなっています。今後、近隣・身近な社会資源を活用して、高齢者の状況が把握できるシステムづくりを行うとともに、民生委員を中心に地域で高齢者を支援していく体制づくりを行います。	地域の生活環境の変化とともに民生児童委員の位置づけは重要となっている。自治会等の協力・連携体制が必要になっているため民生児童委員協議会で自治会会長会に協力依頼を行った。
社会福祉協議会活動の支援	・社会福祉協議会は地域における福祉活動の中心的な役割を担っており、行政と連携して住民参加型の地域福祉活動の推進が期待されています。民生委員の活動を支援する組織として、また一番身近な支え合いの単位である集落福祉員・ブロック福祉委員会が、地域の福祉活動の母体となるよう位置づけ、各公民館・自治会と連携をとって地域づくりを推進していきます。	毎月定期的に会議を開催し、委託事業を中心に実施状況の確認・課題の検討を図った。

②各事業の支援

項目	内容	実施状況・評価
生きがいづくり活動の支援	・自主活動やボランティア活動に対して、活動が継続できるような支援体制を整えます。また、それにあわせてリーダーの育成を行います。	きらりおおなんいきいき活動の普及啓発活動に取り組んだ。
いきいきサロン・生きがいと健康づくり事業の支援	・福祉ブロック・公民館単位に取り組まれている各事業に対し、虚弱な方を含めて参加しやすい体制づくりをおこないます。介護予防が必要でも、参加に結びつかない方がいることから、対象者の把握と参加勧奨を積極的におこないます。 ・内容や開催回数の調整を行い、本来の目的である介護予防の役割が担えるよう支援していきます。	地区社会福祉協議会を中心に自治会エリアを対象にして「いきいきサロン」を実施。開催数91回、参加者2,544人(H22,12現在)
社会参加の促進	・シルバー人材センターを各地域に整備するよう努め、それぞれの地域の人材発掘・育成、サービス提供体制を整えていきます。	シルバー人材センターは社会福祉協議会で行い、高齢者の知識・経験を活用し地域づくりに取り組んだ。依頼内容は草刈り、剪定、伐採、雪かきなどが多い。(会員121名、請負件数693件(H22,12現在))
・シルバー人材センター	・平成19年度から定年を迎えるいわゆる団塊の世代に対して、ボランティア活動への参加や地域行事への参画等を通して、地域に目を向ける働きかけを行うとともに、定年を迎えたとき、そのマンパワーが地域で活躍できる体制を整えます。	
・農業活動	・農業は高齢者が生涯現役として活躍できる場です。自宅の農作業はもとより、集落営農等農業の場で、高齢者の持つ知識や、これまで培ってきた技術を発揮し、生きがいに結びつくよう支援体制を整えます。	邑南アグリ元気塾は7人が栽培技術を習得した。集落営農法人数17集落・特定営農団体5団体
・世代間交流の促進	・世代間交流により、高齢者の知恵や体験を、若い世代に伝える場づくりを行います。	地区社会福祉協議会を中心に自治会エリアを対象にして「ふれあいサロン」を実施し、世代間交流・健康づくりを行った。

2-2 地域でいつまでも暮らせる環境づくり

(1) 介護サービスの基盤整備

① 制度の安定的運営の取り組み

項目	内容	実施状況・評価
介護保険資源の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスのケアプランを担う介護支援専門員の質の向上は大切で、研修を充実します。 ・保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。 ・介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のプランを充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。 	7月介護保険課主催による認定調査研修が実施され参加した。11月厚生労働省が、全国の認定調査員を対象とした学習教材をインターネット上でシステム化した「認定調査員向けeラーニングシステム」を活用し調査員が学習の機会が持てるようになった。「ケアプラン点検」を介護保険課と合同で取り組んだ。提供されたプランを担当の介護支援専門員が同席し点検・指導が行われた。

② 介護保険制度の見直しによる今後の対応

広報活動による意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に介護保険制度の理解や協力を得るため、広報紙を活用し、理解の促進を図ります。 	邑智郡総合事務組合広報誌により介護保険事業報告を行った。地域からの要望のあった「出前講座」でパンフレットを活用し制度の理解に努めた。
制度改正に伴う円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス(※1)に対する町民の理解を促進し、町として必要量を把握し必要に応じた整備を推進します。 ・介護療養型医療施設については、国の動向を注視しながら今後の対応を検討します。 ・養護老人ホームの外部サービスについて利用者やその家族の理解を得ることが必要です。また、重度化した利用者に対して、速やかに次のサービスにつながる体制づくりを検討します。 	<p>小規模多機能型居宅介護整備は3町に各一箇所が事業決定を受け、邑南町では「こもれび」が3月に開所予定である。</p> <p>介護療養型医療施設「三笠記念病院」は4月介護療養型保健施設「ケアセンター三笠」に変更し引き続き介護保険施設として役割を担う。</p> <p>香梅苑入所者の外部サービス利用数26人で重度化が図られている。</p>

③ 在宅支援の充実

自立支援・介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢になっても住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう支援の強化が求められています。介護予防に重点を置いたケアプランが必要で、事業所においてもその実現のための取り組みが必要です。 	ケアマネジメント研修会を開催し、個別プラン介護予防を視点としたケアプラン作成に努めている。
--------------	--	---

(2) 介護サービスの質の向上

① ケアマネジメントの質の向上

項目	内容	実施状況・評価
介護支援専門員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員にプランの提示を求め、計画されたプランの助言や評価を行い、よりよいケアプラン作成に向けた研修や指導を行います。 	県立広島大学金子務氏を講師に「医療と介護の連携強化と介護支援専門員の課題」と題しケアマネジメント研修会を6月に実施し質の向上に努めた。

② サービスの質の向上

居宅サービス・施設サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・人権や尊厳確保の観点から、身体拘束を廃止する取り組みを推進します。 ・在宅での自立支援の援助となるような質の高いプランやサービスの提供を推進します。 	施設・サービス事業所で自立支援に向けた介護を取り組むことができるよう事業所連絡会、介護相談員、介護支援専門員研修、ケアプランの点検を実施した。
--------------------	--	---

③ サービス評価の推進

介護相談員の活動の促進と第三者評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報等により介護相談員の活動状況や第三者評価の取り組み状況を掲載し、啓発に努めます。 ・連絡会等を開催し、介護相談員の活動支援をします。また、介護相談員の研修を支援します。 ・介護保険施設等が、自己評価や外部評価の取り組みを推進するよう働きかけます。 	定期的に介護相談員の活動状況を把握し、介護相談員・施設・行政との三者連絡会を開催した。施設での活動状況を中心に意見交換を行った。
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情・相談等の窓口相談を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。 	地域包括支援センター・各支所福祉係が窓口になり対応。サービス調整・関係機関との連携を行いサービスのワンストップに努めた。

(3) 介護給付の適正化

① 適切なサービス提供のための体制づくり

項目	内容	実施状況・評価
適正給付ができる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者として定期的な給付の点検を行います。 	介護保険課と連携し取り組んでいる。
適切なサービス提供ができる体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス未利用者には指導を行い、適切なサービスを提供することにより悪化の予防を行い、また、サービスの必要性が高い高齢者に対しては、地域のネットワークにより情報が把握できる体制を築き、必要なサービスを提供し要介護状態にならないよう支援します。 	窓口や介護支援専門員と連携し情報共有し適正化に努めている。

(4) 介護保険事業の円滑な運営

①介護保険事業の円滑な推進

項目	内容	実施状況・評価
事業の円滑な推進	・事業の評価や分析を積極的に行い、今後の方向性を示せる体制づくりを進めます。	介護保険課から定期的に送られる給付状況を確認している。
生計困難者に対する対策の適切な運営	・町広報、地域ケア会議等において周知し推進します。 ・個々の相談にも対応します。	広報誌による周知・事業所連絡会等において制度の説明を行い対応に努めている。

(5) 要介護状態になっても生きがいを持って暮らせる支援

①生きがい活動の支援

項目	内容	実施状況・評価
生きがい活動の支援	・要介護者及び家族から生きがいや楽しみ活動の要望があった場合、近所、集落、自治会、NPO、ボランティア等で支援できるような体制づくりを行います。また、調整役やリーダー育成を図ります。	要望はなかったが、今後地域での体制づくりや人づくりの検討が必要と思われる。

②家族・地域介護者支援体制の充実

家族の経済的負担の軽減	・生計困難な世帯で、高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費助成等により要介護高齢者が在宅で引き続き生活ができるように支援していきます。	助成対象者は38人で内新規対象者は11人で、助成券年間75,000円の利用率は7割だった。
家族介護者の支援	・高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減を図ります。	家族者交流会を11月16・17・18日に開催した。介護支援専門員に調整と参加の協力を依頼した。「お口の健康の話」「軽度の体操」を行った。参加者48人
地域の支援体制づくり	・ヘルパー養成研修等により、介護を要する方たちへの思いやりを深め、よりよい介護ができるよう知識や技術を習得してもらい、活躍し得る人材を養成していきます。また、そういった方たちの活躍の場を提供していきます。	最近の受講は、施設従事者の資格取得や就職活動への傾向がある。地域での活躍の場づくりの検討が必要である。

2-3 介護予防と地域包括ケア体制の強化

(1) 介護予防の推進

①情報の提供・収集

項目	内容	実施状況・評価
介護予防推進の意識啓発	・生活をより活発に行ったり、社会参加することにより介護状態を防ぐことができます。要支援・介護状態にならないための意識啓発を行います。特に、高齢者世代に入る早い段階から、介護予防の意識を持てるよう啓発をすすめます。	健康サポートリーダー講座・公民館での健康と生きがいづくり推進事業・出前講座を通じて意識啓発を行った。楽しみながら、自分のペースで介護予防・健康づくりに参加できる介護支援ボランティア制度について周知した。
情報収集の支援	・基本健診・主治医・民生委員・保健師・本人・家族からの相談・訪問等により生活の機能が低下している高齢者を早期発見できる体制づくりが必要です。虚弱な高齢者（特定高齢者）・予防給付への適切な働きかけをしていきます。	前期高齢者は特定健診審査・後期高齢者は基本チェックリストの結果介護予防健診により特定高齢者を決定した。基本チェックリスト未回収者の状況確認を定期的に行った。医療機関調整会議（年2回）で円滑な健診の流れについて検討・調整を行い特定高齢者の個別サービス利用状況報告をした。
介護予防サービスの提供	・基本チェックリストにより、各個人の問題点の明確化を図り、下肢筋力低下・低栄養・口腔機能低下・うつ等それぞれの課題に対するアセスメントを行います。	個々の基本チェックリストの結果に応じたサービス利用の推進を行った。前期高齢者把握664人 出現率14% サービス利用7人 後期高齢者把握1,722人 出現率42% サービス利用58人
	・特定高齢者介護予防支援事業として、デイサービスセンター等において、歯科衛生士・栄養士・運動指導士等、専門スタッフが支援を行い重度化の防止に努めます。	通所型では運動型デイサービス（運動器機能向上）と交流型デイサービス（認知・うつ・閉じこもり予防）を実施し、専門職による運動指導・口腔・栄養指導を実施した。元気館ではマシン・プールコースを実施し予防の意識啓発と運動の継続を図った。
	・提供したサービスに対して、定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。	定期的な体力測定や痛みの有無・意欲に関する調査を行い評価を実施した。
	・保健課・生涯学習課等との連携を図り、円滑・効果的な予防事業を実施します。	保健課・公民館・社協と定期的に事業の検討を行い介護予防推進に向けての事業に取り組んだ。
一貫した評価	・介護マネジメント（生活状態・ニーズに合った介護計画）をし、「特定高齢者」「新予防給付者」に課題の把握・計画・評価・再課題の検討を行います。	アセスメント・計画の様式は同じものを使い、アセスメントの過程で特定高齢者・新予防給付者に生活機能低下を自覚してもらい予防に取り組む意欲につなげた。モニタリング・評価をしながら適切なサービス利用を調整した。
	・介護予防特定高齢者施策・予防給付を実施している関係機関との有機的な連携に努め、予防事業評価を実施します。	関係機関と定例会議を開催し、進捗状況を確認した。課題については、解決策を検討し実施に向けて調整をした。
介護予防の推進	・身近な所へ出かける場所づくり・生きがいづくりによる予防活動を推進します。	認知・うつ・閉じこもり予防を目的とした交流型デイサービスを実施した
	・高齢者同士や地域での自主的な介護予防への取り組みへの支援を行います。	地域ささえあいミニデイの立ち上げ推進や既存グループの活動支援を地域担当者を決めて実施した。

②包括支援センターの機能充実

センターの周知・充実	・地域包括支援体制の実施をめざし、総合的なネットワークの構築・総合相談・権利擁護・包括継続的ケアマネジメントの支援・介護予防マネジメントを行います。	多岐にわたる業務を関係機関との連携で事業を進めてきた。介護予防を推進するための「介護予防推進計画書」が3月に作成予定。
	・必要な人に適切なサービスが提供できる調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行い適切なサービスを提供をします。	
	・多職種との連携により協働・一体となって地域生活に安心を提供していきます。	
	・介護予防事業の推進充実にあたっては、福祉課・保健課・教育委員会・支所との連携はもとより、センターの機能体制の強化が求められます。	
地域包括支援センター運営協議会の推進	・関係者全体で地域に何が不足しているか・どういう町であっ	年2回開催し事業の検証・現状・課題・提案を報告・協議をした。
	てほしいか協議や合意をしながら、地域社会をつなぐ役割を担う地域包括支援センター運営協議会を定期的開催し、センターの運営を審議し、公正・中立的な運営を図ります。	

③介護予防事業の評価の実施

介護予防事業の評価の実施	・地域支援事業における介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、要支援状態から要介護状態への移行をどの程度防止できたかなどの事業成果に関する評価（アウトカム評価）、投入された資源量、事業量の評価（アウトプット評価）、事業実施過程に関する評価（プロセス評価）を実施します。	介護予防事業全般について評価を行い、新年度の事業の実施に向けて検討をした。
--------------	---	---------------------------------------

(2) 地域の高齢者への総合的な支援

①総合支援の体制

項目	内容	実施状況・評価
総合相談の支援	・相談対応・継続的な支援は心身の健康の維持・生活安定への援助となります。高齢者を支える地域と関係機関とのネットワーク体制を整え、必要なサービスの提供できる体制整備を図ります。	民生児童委員・サービス事業所・介護支援専門員・福祉事務所・保健課との各機関と連携し相談支援・ケース検討を行い自立に向けた生活を支援している。高齢者虐待防止対策推進協議会を年2回開催した。
高齢者が安心して生活できる支援	・権利擁護・成年後見制度の活用・社会福祉制度等専門的な立場から支援を行います。また、高齢者虐待被害増加防止ネットワークを構築します。 ・高齢者を対象とした消費者被害増加に対して、各窓口と町民課・消費者センターとの連携を強化し、クーリングオフ制度等を活用した対応を行います。	
自立への支援	・介護予防事業・予防給付などのサービスだけでなく、地域のインフォーマルサービスを活用し、「本人のできることはできる限り本人が行う」という意識を啓発します。 ・サービス提供は、一定期間ごとに見直し効果的なプログラムの提供を用意し、状態維持や改善に向けて支援をします。	サービス提供時は利用者と一緒に本人の目標を設定し、一定期間でモニタリングを行い、今までの生活を振り返り自立に向けたプラン作成をした。
包括・継続した支援	・多様化する高齢者の生活の尊重の観点から、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の努力とともに、資源の活用・支援を集め生活全体を支えていくことをめざします。	元気な高齢者から要介護高齢者に対応する事業を展開した。

②介護支援専門員への支援（介護の必要な高齢者や家族を支える身近な専門職）

介護支援専門員への支援	・介護予防・介護給付における包括的なマネジメント実施のため介護支援専門員を支援します。 ・業務を円滑にすすめるために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。 ・個別な困難事例へ対応できる専門員の助言・支援します。	ケース検討会・個別相談に対応した。
-------------	---	-------------------

障害者計画・障害福祉計画に係る評価報告書

3-1 誰もが暮らしやすいまちづくり【障害者計画】

(1) 啓発・広報

①啓発・広報活動の推進

項目	内容	H22 実施状況・評価
障がい者施策のPR	・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。	・事業・活動を通じて随時啓発・情報提供等を実施。 ・町広報に「障害福祉情報コーナー」枠を設け、福祉サービス紹介や最新の情報を提供している。 ・広報「おおなん社協」及びホームページで実施。 ・「手をつなぐ育成会」で障がい者の日啓発キャンペーンを開催した。
疾病や障がいへの理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場を設けるなどし、疾病や障がいは誰でもおこりうる自分のこととして考えられるよう、町民に対する意識啓発を進めます。	・事業・活動を通じて随時啓発・情報提供等を実施。 ・広報「おおなん社協」及びホームページで実施。 ・「手話ボランティア養成講座」を開講。(社協) ・「認知症支援ボランティア養成講座」を開講。(社協) ・「町民後見人養成講座」を開催。(社協) ・保健課と連携して「うつ予防講演会」を3会場で開催し、各館12会場で「自殺予防講演会」を開催中。
	・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。	・町広報9月号に障害者雇用、相談支援事業所、障害者相談員についての記事を掲載。 ・町広報10月号に相談支援事業所の紹介記事を掲載。 ・町広報の「障害福祉情報コーナー」において障害福祉行政用語の解説の連載をはじめた。

②福祉教育の推進

福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。	・町内の小中学校からの要請に応え、点字・手話・車椅子体験・高齢者疑似体験教室を実施。(社協) ・8月に小学校6年生を対象にサマーボランティアリーダー研修を開催した。(社協・公民館共催) ・サマーボランティアに矢上高校の生徒に呼び掛け、ボランティアとして参加してもらい、子どもたちと一緒に活動してもらった。(社協) ・町内各公民館で、人権問題学習会を開催した。
障がい者との交流の場づくり	・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。	・聴覚障害者交流サービス(年6回)、邑智郡ふれあいの会(知的障害者等当事者グループ)余暇活動の支援(年4回)を行い、障害者支援ボランティア・地域住民等と交流。(社協) ・障害者施設での行事にボランティアの皆さんや矢上高校の高校生に参加して頂き交流を図った。(社協) ・9月に、はあもにいほうす利用者の方が矢上高校の学園祭に参加し、障害に関するチラシ配布を行った。 ・人権週間に合わせて盲導犬学習会を開催し、3月の彼岸市「公民館まつり」に盲導犬募金活動を計画。(井原) ・夏休み交流レクリエーションの開催。(井原) ・救護施設さつきの園と公民館いきいき大学の交流運動会、餅つき会、ゲートボール(出羽)

③公共サービス従事者に対する障がい者理解の推進

公共サービス従事者の理解促進	・公務員や指定管理者をはじめとする各種公共サービス事業者の従事者に対して障がい者の理解の促進を図るため研修会等を推進します。	・公共サービス事業所に対して障害者雇用に関する企業アンケート調査を実施したことは意識啓発となった。
----------------	--	---

④ボランティア活動の推進

既存ボランティア活動への支援	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図ります。	・障害者支援ボランティアへの活動費の助成・情報提供・連絡調整、事業協力要請。(社協)
ボランティア育成	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。	・手話ボランティア養成講座、認知症支援ボランティア養成講座、町民後見人養成講座の開催(社協) ・ボランティア活動支援事業によりボランティア団体の活動を支援。(社協)

(2) 生活支援

①利用者本位の生活支援体制の整備

項目	内容	H22 実施状況・評価
相談窓口の広報	・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。	・町広報9月号に障害者雇用、相談支援事業所、障害者相談員についての記事を掲載。 ・広報「おおなん社協」発刊。総合相談センター開設、各種相談に対応。
成年後見制度の申請手続き費用負担	・生活保護受給者における市町村長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。	・成年後見制度利用支援事業として、今年度も予算化した。(利用は申し立て1件) ・法人後見(5件)対応。(社協)

②福祉サービス等の推進

障がいの特性にあったプランの作成充実	・自立支援法の制度普及を図りながら、サービス利用計画について、その内容と作成事業者の広報や周知の方法を充実します。	・年間15件を目標に、相談支援事業者に委託して、ケアプランをたてている。(見込 8件)
--------------------	---	---

③経済的自立の支援

権利擁護事業の制度周知	・町広報紙に載せるなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。	・「日常生活自立支援事業」を実施(14件契約)。(社協) ・町民後見人等養成講座認知症支援ボランティア養成講座等を通じて制度の周知を図った。(社協) ・広報「おおなん社協」発刊。
各種の町単独助成事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。	・22年度も継続して実施した。

④スポーツ、文化芸術活動の振興

各種団体への入会の推進と運営の充実	・団体自体の広報活動の推進や支援を行います。ボランティアの受け入れを行い、会員が支援を必要とする事項について協力を求め充実した組織になるよう支援や運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。	・邑南町身体障害者福祉協会へ補助金を交付。 ・「邑南町手をつなぐ育成会」「邑智郡ふれあいの会」の事務局を担当。(社協) ・邑南町精神障害者家族会の事務局を担当。(ハートフルみずほ)
スタッフの充実	・障害者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。	・地域生活支援事業により「邑智郡障害者スポーツ協会」の活動を支援。スタッフとしてゲートボール大会やスポーツ大会の運営に協力。 ・地域生活支援事業によりスポーツ教室や料理教室を開催した。(邑智福祉振興会へ委託)

⑤地域における相談機能の充実

相談員、民生委員・児童委員活動の充実	・相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援や他の相談事業との連携を図ります。	・島根県が相談員業務を委託。町広報に紹介記事掲載。 身体障害者相談員 新田守正さん 知的障害者相談員 前田玲子さん ・民生委員・児童委員へは、さまざまな機会に制度説明等を実施、協力を求めている。
--------------------	---	--

(3) 生活環境

①住宅、建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容	H22 実施状況・評価
公共施設等の整備	・可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。	・新規に建設する建物については、バリアフリー化・ユニバーサル化に配慮し設計施工した。 ・瑞穂支所の建設にあたって、バリアフリー化・ユニバーサル化に配慮し設計施工した。
民間施設の整備	・障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、啓発・普及に努めます。	・必要に応じて個別に対応している。
住宅の整備	・町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手摺の設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、要望により対応します。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム・ケアホーム等の整備の推進を図ります。	・24戸の公営住宅の改善工事を行った。 ○床段差の解消、便所・浴室等への手摺りの設置 ○ドア、水栓のバリアフリー化 ・グループホーム・ケアホームとしての利用については、現在5戸を供給している。今後も、一般町民需要に配慮しつつ条件が許せば供給していきたい。
	・居住サポート事業を使用し入居支援や成年後見制度の促進による契約の安定を図ります。	・相談支援事業の一環として取り組んでいる。 ・成年後見制度は福祉課及び町社協で取り扱っている。

②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共交通機関の充実	・障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるよう、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。 ・地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式を導入するなど、運行形態の改善を図ります。	・低床バスの導入については、石見交通バスが進められているが、町営バスについては積雪地域でもあり導入できていないのが現状。タクシーについては、一部の事業者でリフト付き車両が導入されている。 ・定期バス路線から離れた地域については、通院や買物便として、羽須美地域けんこう号、瑞穂地域ふくし号、石見地域やまびこ号を運行している。なお、一部の集落については予約乗合方式を導入している。また、バスの運行が困難な地域については、タクシー利用料の助成制度を実施している。
-----------	---	---

③安全な交通の確保

快適な歩行環境の確保	・公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、やさしい道づくりを進めます。	・道路改良工事による、歩車道境界ブロックの整備や、町道の外側線等の区画線を整備することにより歩行者の安全確保を図った。
移手段の確保	・自立支援法に基づく移動支援事業を推進します。 ・障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移手段の確保の支援に努めます。	・3事業所に移動支援事業を委託している。(内、町内事業所は1カ所) ・在宅の重度身体障害者を対象に、移送サービスを実施。(愛香園・社協)

④防災、防犯対策の推進

防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 邑南町地域防災計画に基づき災害時要援護者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、在宅の災害時要援護者対策、災害時要援護者への啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会や集落、民生委員を通じ、災害時避難行動要支援者名簿を整備した。対象者の安否確認や避難誘導などを含めた、地域における自主防災体制づくりを進めている。自主防災組織については会議等を開催し組織の強化を進めている。 ・ 邑南町地震防災マップを作成し、全戸配布済み。
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 ・ 障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、安全運転の啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報おおんに町内の交通事故状況を毎月掲載 ・ 防犯灯への補助（H22実績 54基） ・ 子ども安全センターと連携し、青色回転灯設置車両での巡回を実施。 ・ 交通安全啓発看板の設置や交通安全テント村、街頭指導など邑智郡交通安全協会邑南町支部各分会、母の会、老人クラブ、老人施設（香梅苑）、矢上高校などと連携して交通安全啓発を行った。

(4) 教育・育成

①一貫した相談支援体制の整備

項目	内容	H22 実施状況・評価
乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが気軽に相談できる環境の整備として教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した邑南町特別支援体制推進事業の設置を図り、総合相談を行います。（窓口の一本化） ・ 相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援体制推進事業「すこやか相談ネット」の支援チームを中心に定期的（月1～2回）、及び必要に応じての相談活動を実施している。また、福祉課所管の要保護児童地域対策協議会の実務者会議も定期的（2ヶ月に1回）及び必要時に直ぐケース会議を実施するなど、課を超えての連携を図り、よりよい指導へと繋げている。 ・ 「邑南町相談支援ファイル すこやか」を作成し、幼児期から学校卒業後まで途切れない支援のために活用した。また、パンフレットを作成し、利用の推進を図った。

②関係機関の連携強化

任意団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。 ・ 障がい児の活動支援グループの育成及び連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 ・ 子育て支援事業との連携に向けた支援を行います。 ・ 発達障害者支援センター「ウィンド」との連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援事業により「邑智郡ふれあいの会」の活動を支援している。 ・ 「邑智郡ふれあいの会」の活動支援、事務局を担当（社協） ・ 「ことばを育てる親の会」活動支援（社協） ・ 「邑南町手をつなぐ育成会」事務局を補佐、活動助成金を支出。（社協） ・ 瑞穂・羽須美管内は東光保育園内に瑞穂子育て支援センター、石見管内は、東保育所内に石見子育て支援センターを設置し、在宅の乳幼児、保護者の相談支援を行っている。また、各保育所や子育てサークルなどとの連携も行っている。 ・ 支援の必要な方への情報提供。センター主催の連絡会議へ3回参加し連携を強化しつつある。個別ケースについても連携して支援できるよう取り組みつつある。
----------	---	---

③個々のニーズに応じた指導の充実

就学前指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の障がい児が早期に適切な療育を受けられるよう発達クリニックをはじめ、専門療育機関の活用、児童相談所、保健所など関係機関との協力を得ながら療育に関する相談・指導体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達クリニックを年6回実施し、必要なケースに対して療育の紹介を行っている。また、特別支援相談ネットワークにより、関係機関による相談体制が充実してきた。 ・ 合同相談を年14回開催。 ・ 町内全保育所へ巡回相談
障害児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子ども・ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児保育については、希望に対し全ての保育所（園）で対応可能となっており、H22年度は、出羽、市木、いわみ西、東の4カ所で受入をしている。さらに、今年度から県の補助対象にならない、発達障害児について町単独での補助を行っており、東光、いわみ西、東で実施している。
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、保護者との連携のもと、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。 ・ 教育設備の整備・充実に努めます。 ・ 学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。 ・ スクールカウンセラーの充実に努めます。 ・ 児童生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくための研修の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学指導委員会後の保護者面接では十分な時間をかけ、本人と保護者のニーズの把握に努めた。来年度にむけての新設学級はなかった。 ・ 特別支援学級の新設にあたっては、それぞれに入級する児童生徒のニーズに応じた設備とした。 ・ 今年度学級を新設した学校においては、特別支援拠点学校である石見養護学校のコーディネーターを中心に研修会や巡回相談を開催した。 ・ 瑞穂中、石見中、羽須美中を拠点に3人体制で訪問相談（県補助）を実施している。このうち、それぞれ中学校区内の全小学校へも訪問相談を実施している。 ・ 県教育委員会が開催する研修会への参加を勧めたり、島根県西部発達障害者支援センター・ウィンドや県央保健所による基礎研修会を活用し積極的に参加した。
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子どもとに理解を深めるための交流教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学校、養護教諭中心に年間計画を作成し、これに沿って学年に応じた指導を行った。また、中学生を対象には「性・命・人権」の講演会を全中学校合同で実施した。

④社会的及び職業的自立の促進

社会的・職業的自立の促進	・施設が有している人的資源や機能を地域に活かすためにも養護学校卒業児で就労に適応できなかった児童へのセーフティーネット的な役割を果たす相談事業の推進を図ります。	・相談支援事業者において個々のケース対応している。 ・困難事例については、自立支援協議会相談部会において協議し対応している。	
不登校児童への取り組み	・関係機関の連携により不登校児童生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのご学級といった社会資源の情報提供を推進します。	・適応指導教室（たけのご学級）の指導員2名体制で、うち1名の訪問指導員による全各校への訪問を実施し、早期発見、早期対応に向け、小中学校間の情報共有を図るよう努めた。また、保護者からの相談やその支援についても学校と連携をとりながら実施した。	
⑤生涯学習の推進	生涯学習に取り組みやすい体制づくり	・障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通した生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。	だれでも学習できる環境づくりをめざして、高齢者の健康と生きがいづくり推進事業によりカルチャーバスや公民館まつりに送迎バスを運行している。

(5) 雇用・就業

①雇用の場の拡大

項目	内容	H22 実施状況・評価
雇用の場の拡大	・雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所（ハローワーク）を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。	・雇用の場の拡大を図るためのネットワークとして、地域自立支援協議会に就労支援部会を設置している。 ・在宅障がい者（知的・精神）の雇用後の個別的支援（相談・指導連絡等）を実施。（社協）
	・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。具体的な実施組織としては職場実習連絡協議会の充実を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）・商工会・行政・相談支援事業所などの関係機関を含む体制となるよう支援します。	・企業への理解・啓発・雇用要請対策を実施。（社協） ・地域自立支援協議会に設置した就労支援部会では、事業所に対し雇用に関する実態調査を行った。 ・実態調査の結果を踏まえて再調査を行い、障害者雇用に積極的な企業と施設や学校との連携を深めていく。
福祉的就労の充実	・障がい者のニーズや適性に合った就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携や製品の販路拡大のための支援を行います。	・各施設で製作している製品を共同募金で販売するグッズとして購入。（社協） ・販路拡大のため、公共施設での製品の販売を認めている。

②総合的な支援施策の推進

就労の継続・安定に向けた支援	・障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導の活用や、身体障害者相談員や知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。	・各障害者支援施設や相談支援事業所で継続就労の支援や就労に関する相談支援を実施している。
	・自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。	・各障害者支援施設は、県の補助金等を活用し、グループホーム等の確保に取り組んでいる。 ・旧町営住宅をグループホームとして貸し出している。
就労障がい者のアフターケアの充実	・職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行いソフト面での支援を行います。	・就労に結びついたケースについては、随時、相談対応等、支援活動を実施している。（社協） ・各障害者支援施設や相談支援事業所では、随時職場を訪問し、相談等の支援を行っている。
	・具体的には、商工会や公共職業安定所（ハローワーク）との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。	・地域自立支援協議会に設置した就労支援部会での事例報告により、課題等の情報を共有している。
	・施設や社会福祉協議会職員がジョブコーチとして支援できる体制整備の推進に努めます。	・ジョブコーチの資格を地方で取得できるよう、県に要望している。

(6) 保健・医療

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容	H22 実施状況・評価
健康づくりの推進	・生活習慣に関する保健指導を強化するとともに、在宅の障がい者の健康管理を促進するため、健康診査等受診しやすい体制を検討します。また、ストレス管理、心の健康づくりを推進します。	・特定健診や保健指導、メタボ予防教室等生活習慣に関する保健指導を強化するとともに、在宅の障がい者の健康管理を促進するため、大学と連携し、健康診査の充実等魅力的な健診体制を実施した。また、ストレス管理、心の健康づくりを推進するため、自殺対策緊急強化事業に取り組み、うつ予防講演会で地域への啓発活動を行うとともに、健康長寿おおなん推進会議の部会などと連携し、予防活動に取り組んでいる。
乳幼児健康診査・乳児相談・訪問	・障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談などの充実を図ります。また、継続的に状況把握を行い、必要時には関係機関と連絡をとりながら親子が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。	・妊婦やその家族を対象に両親学級を2講座4クール開催。望ましい妊娠生活を過ごせるよう健康管理等の情報提供を行った。妊婦の約2～3割が参加。 ・出生後は保健師による乳児全戸訪問を実施。できるだけ早期に訪問を行い、育児不安の軽減に努めるとともに発育・発達を確認を行っている。 ・ハイリスク妊婦や新生児に対しては、保健所や医療機関との連携体制が整備されつつあり、今後さらに充実させる必要がある。 ・乳幼児に対しては、各年齢で健診・相談・教室を実施し、心身ともに健やかな育ちを支援するとともに、病気の予防・早期発見を行っている。支援が必要な場合は、医療機関や特別支援事業等関係者が連携し支援体制の整備・充実に努めている。

確実な治療の継続	・保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。	自立支援協議会相談支援部会の中で、ケースについて情報交換を行い、連携した支援が行える体制が強化された。
----------	--	---

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

相談体制の充実	・専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。 ・患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。具体的には施設と連携して相談日を増やすなど相談体制の整備を図ります。	・カウンセリング相談を年3回実施する他、保健所が主催する難病相談年1回、心の健康相談年7回を連携して実施し、必要に応じて専門機関などへつないでいる。 ・県央保健所と連携して、難病友の会など当事者会をPRし参加を呼びかけている。 ・がんサロンは年12回開催している。 ・精神障害者家族会はハートフルみずほが事務局となつて、定期的に研修会、親睦会等を行っている。
リハビリテーション・療育体制の推進	・障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。	・リハビリの継続など医療機関の地域連携室などと連携を図っている。

③精神保健・医療施策の推進

精神保健施策の推進	・保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。 ・新たな課題や体制の推進について検討する場を設けます。	・日常業務の中でタイムリーな訪問を実施するのが、難しい状況がある中で、関係機関と連携して支援を行っている。ケースの掘り起こしも引き続き取り組んでいく必要がある。 ・県央保健所での検討会、研修への参加したり、町での毎年の保健事業計画、実績書を作成し評価検討を行っている。相談支援部会の中でも課題を出し検討をしている。
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	・医療機関や福祉との連携をより強化し、地域の受け皿づくりを図ります。	・精神障害者退院支援事業を活用し、長期入院者の退院につながったケースが増えてきた。関係機関との連携など退院後の生活支援を強化する必要がある。

④専門職種の養成・確保

専門職員の資質の向上	・高次脳機能障害、社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。	・今後も県央保健所や発達障害者支援センター等の研修に参加し、資質の向上に努めていく必要がある。
------------	---	---

(7) 情報・コミュニケーション

①情報バリアフリー化の促進

項目	内容	H22 実施状況・評価
IT利用促進	・画面音声化ソフト、大型キーボードなどのサポート機器の購入の支援を推進します。	・要綱改正により、情報・通信支援用具が日常生活用具給付事業対象品目となり、給付実績も上がっている。
活用しやすい環境づくり	・パソコン教室の開催、聴覚障害者センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。	・地域生活支援事業により生活訓練としてパソコン教室を開催した。(邑智福祉振興会へ委託)

②社会参加を支援する情報通信システムの普及

FTTH事業の検討	・防災行政無線に加え、高速インターネット環境の構築、データ放送、告知文字放送、デジタルCATVなどを行える新たな通信手段としてFTTHの整備を促進します。	・FTTH整備事業は22年度に完了し、高速インターネット、IP電話を始めデジタルテレビ放送を利用したデータ放送や行政文字放送等の通信・放送環境が整備された。 ・本年度はインターネットを利用した「高齢者見守りテレビシステム」を構築、整備した。
-----------	---	---

③情報提供の充実

情報提供の充実	・視覚障がい者へSPコード処理による音声での情報提供を行ったり、聴覚障がい者へ防災無線の放送内容を文書化して送るなど、わかりやすい情報提供の工夫を図るとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。	・聴覚障がい者へ対し、お悔やみの放送をFAXで送っている。 ・防災行政無線での放送内容は、ケーブルテレビの文字放送で音声付で放送している。(お悔やみは音声なし)
---------	--	---

④コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーションの確保	・コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成確保を推進します。	・手話ボランティアや要約筆記のボランティア団体、朗読ボランティア団体に活動費を助成し支援している。(社協) ・ボランティアグループの活動調整・支援・情報提供等々を通じて個別に対応している。(社協) ・聴覚障害者支援ボランティアグループ 手話ボランティア、要約筆記ボランティア ・コミュニケーション支援事業 実績見込み 1件 (施設職員の資格取得目的の研修)
--------------	---	--

次世代育成支援行動計画の進捗状況・評価

資料A-4

計画の項目	担当課名	H22年度の進捗状況・評価	後期目標(H22～26年度)																				
第4章 施策の展開																							
1 子ども子育てを支える地域づくり																							
(1) 子育てに向けた地域の意識づくり																							
男女共同参画に関する啓発	町民課	PTA役員への女性参加促進のため、毎年、邑南町PTA連合会に県PTA母親委員研修会へ参加するよう呼びかけている。	邑南町男女共同参画計画に基づいた施策内容については平成23年度に見直し予定																				
子どもの権利に関する啓発	福祉課	ポスター掲示等計画どおり実施した	5月の児童福祉週間を利用し、町の広報誌等での啓発																				
(2) 子育て支援の地域づくり																							
子育てサポーターの養成	生涯学習課	青少年育成邑南町民会議を軸とし、各グループの実践をともに評価するとともに、今後のサポーター養成の広がりにつなげていきたい。	保健課が開催する子育て講座と連携し、サポーター養成につながる子育て講座(講演会)を各公民館1回以上開催する。																				
(3) 安全・安心のまちづくり																							
「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置	学校教育課	各小学校において、毎年度通学路を点検し、適正な子ども110番の家を設置している。	各学校毎に子ども110番の家の設置																				
防犯教室、交通安全教室の開催	学校教育課	各校において防犯教室、通学路の点検、交通安全教室、薬物乱用教室、インターネット、携帯電話等研修などを実施している。	リーダー研修などの機会を利用し、社会福祉協議会と連携して開催する。山賊キャンプ年1回(公連協主催)																				
子どもの安全対策活動の開催	学校教育課	青色防犯パトロールは、すべての小学校区で実施している。 登録車両 82台 平成22年度は、現時点で2回の講習会を実施。16台増	青色防犯パトロール 邑南町子ども安全センター12支部で実施。 登録車両 100台																				
2 いきいき子育てできるまちづくり																							
(1) 妊娠期からの支援体制の整備																							
コーディネート機能の整備	保健課 生涯学習課	青少年育成邑南町民会議を、青少年の健全育成に関して共通認識を図る意味で11/6(土)開催した。各種団体の活動状況を含めた事例発表を実施し、今後の方向性を確認した。 また、子育てに関する関係機関との作業部会を定期的(1回程度/月)に開催し、情報の共有に努め、有機的な連携を念頭に置いた「子育てフェスタ」を3/12(土)開催予定としている。本イベントは行政のみならず、町内各企業体との連携を図ることにより、子育てに関する町民運動の強化につながることを期待するものである。	育成会議の実務者会議の開催																				
子育てマップ・ガイドブックの作成	保健課	妊娠・出産・育児のガイドブックを妊娠届出時に配布。 今後、各部署の情報を一本化し、タイムリーな子育ての情報提供を行っていく。	各部署で作成したものを一本化する。																				
近くで安心して出産できる医療体制の整備	保健課	町内で出産ができる公立邑智病院との連絡会を昨年度から開催している。そこで各機関の周産期に関する課題や役割の確認を行い、日常的な連絡や連携につながっている。 県外の産科医療機関との連絡体制についての協議の場合は、県央保健所が現在調整中。	医療と地域の保健事業の連携体制づくり 母子管理システムの検討																				
(2) 子どもの健康の維持																							
乳幼児健康診査精密検査受診率	保健課	平成21年度実績で受診率100%。目標達成している。	100%を目標																				
フッ素塗口の実施	保健課	保育所、小・中学校で実施。全体で99.4%の実施率。継続実施することで効果が出ている。	小・中学校で実施																				
3歳児検診一人平均むし歯数	保健課	平成21年度実績は0.33本。平成20年度は0.38本で年次的に減少している。	1本以下																				
12歳児の一人平均むし歯数	保健課	平成21年度実績は0.44本。平成17年度は0.98本で年次的に減少している。 県や大田圏域よりも低い。	2本以下																				
(3) 家庭における子育ての支援																							
地域子育て支援センター事業	福祉課	昨年度、石見子育て支援センター(石見管内)はセンター型に移行した。瑞穂子育て支援センター(瑞穂・羽須美地域)と共に、事業を実施している。	石見子育て支援センターをセンター型に拡充																				
子育て講座の開催	福祉課	瑞穂、石見の子育て支援センターを中心に、定期的な子育てサロンを開催している。また、社会福祉協議会も独自に子育てサロンを開催して、支援センターのフォローをしている。	子育て支援センター・保育施設が実施している子育て講座を継続																				
家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課	11月29日(月)田所公民館において、茨城大学准教授長谷川幸介先生を講師に「子どもの発達と地域の教育力」と題して家庭教育講演会を実施した。 特に、鳥根県が進める「ふるまい向上」に共通する江戸しぐさの慣習を通して、人間の本質的な行動についての研修会であった。また、託児室も設け参加しやすい環境を整えた。	町民大学の1講を子育てをテーマに開催する。また、PTAや保護者会等の研修会と連携し一人でも多くの参加者が来やすいように託児室を設けて開催する。																				
ブックスタート事業	生涯学習課	乳幼児期からの読み語り、親子のコミュニケーションを豊かにし、子どもが愛されていると感じ、健全な成長を促すこととなる。合わせて、図書館利用促進に結びつける。実績は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22(現時点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4ヶ月(誕生祝い)</td> <td>2000</td> <td>85</td> <td>68</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>1歳6ヶ月</td> <td>1000</td> <td>65</td> <td>69</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>1000</td> <td>75</td> <td>74</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> 一人ひとりに絵本を手渡ししながら、言葉の大切さ等について伝えている。平成21・22年度幼児・児童読書児童普及事業を受け町内保育所で親子読書講演会を実施した。地域ぐるみの子ども読書活動推進事業でも、「わらべうた」を取り入れ親子のコミュニケーションの大切さについて学んだ。フォローアップとして、読書ボランティアの協力を得て、保育所、小学校、中学校と継続的な読書啓発に繋がっている。		単価	H20	H21	H22(現時点)	4ヶ月(誕生祝い)	2000	85	68	62	1歳6ヶ月	1000	65	69	68	3歳	1000	75	74	48	生涯を通じた読書習慣を身につけるための第1歩として、本事業を実施する。読書を通して親子のコミュニケーションを図る等、本を媒体とした子育て教育の支援とする。また、アンケート調査を25年に実施し、事業の把握に努める。幼児期の読み語りだけでなくとどまらず、継続した親子読書へ繋がるよう働きかける。ボランティア、学校司書と連携をとり、リスト作成、講演会を進めていく。
	単価	H20	H21	H22(現時点)																			
4ヶ月(誕生祝い)	2000	85	68	62																			
1歳6ヶ月	1000	65	69	68																			
3歳	1000	75	74	48																			
乳児家庭全戸訪問	保健課	保健師が新生児訪問と併せて出産・退院後、できるだけ早い時期に訪問している。 今年度から町外に里帰り出産等をされる場合は、積極的に他市町へ訪問依頼を行い、事業の徹底を図った。	生後4ヶ月以内の乳児がいる家庭の全戸訪問																				
(4) 仕事と子育ての両立支援の充実																							
通常保育 0～2歳児保育	福祉課	平成22年10月1日現在の入所児童数は、0～2歳児:151人	150人																				
3～5歳児保育	福祉課	3～5歳児:241人、待機児童は0で、保育所の入所希望に対しては対応できている。	245人																				
延長保育定員	福祉課	延長保育は、町内全保育所で受け入れ可能な体制を整備している。	100人(町内全保育施設)																				
休日保育定員	福祉課	町内では未実施であるが、土曜日の全日保育について、希望者の受入を実施している。	ニーズを把握する必要があり今後検討を要する。																				
一時保育定員	福祉課	一時預かり保育は、いわみ西、東光で受入をしているが、羽須美管内では未実施である。	15人(3か所・旧町村ごとに1か所)																				
病後児保育定員	福祉課	公立邑智病院にて病児保育事業を実施し、全町および、町外からの受入も行っている。さらに、いわみ西保育所では、自園の子どもの対象とした体調不良児型を実施している。	4人(2か所・1か所現いわみ西保育所)																				
放課後児童クラブ	福祉課	町内に8ヶ所設置し、平成23年1月現在の年間登録児童数は133名。 長期、臨時利用のみの登録が20名程度。利用希望児童に対しては対応できている。 町内の9つの小学校に児童クラブを設置することが目標であったが、平成23年度から8つの小学校になることから、設置数は達成したことになる。	町内9カ所 180人																				
「働き方の見直し」セミナー等の開催	福祉課	邑南町無料職業紹介所の出張相談が実施されている。	年3回(旧町村毎に1回)																				
就職相談会の実施	福祉課	また、母子家庭等就業相談で県母子会の就業相談員と共に対応している。	就職相談員との連携を保ち、情報収集に努める。																				
男女別育児休暇取得率	福祉課	邑南町役場:男性0%、女性100% H21年度 男性0%、女性0% H22年度	男性10% 女性80%																				
事業主行動計画策定の呼びかけ	福祉課	町の後期行動計画の中で呼びかけることに留まっている。	従業員100人以下の一般事業主へ計画策定を呼びかける。																				
(5) 経済的支援の充実																							
3 子どもがすくすく育つまちづくり																							
(1) 生きる力と育む環境づくり																							
地域子ども教室の推進	生涯学習課	放課後及び休日等、子どもたちの安心安全な居場所の設置に努めた。特に、地域の方々に各事業に参画していただいたことにより、子どもたちが多様な価値観に触れることができ、また、交流の場としても機能した。	H22年度より実施予定 1回/月公民館と連携し、子どもの居場所に努める。																				
ふるさと学習の推進	生涯学習課	学校支援地域本部事業及びふるさと教育推進事業の実践により、独自の学社担当者による意見交換の基、町内すべての小中学校でふるさとを題材とした学習活動に取り組んだ。地域コーディネータ及び公民館は直接的な連携(学校の授業と公民館の事業が融合した取り組み)や間接的な支援(講師紹介、情報や資料の提供等)を行った。 また、公民館では、「公連協の主催で「山賊キャンプ」を開催、学校と公民館が連携して行う「ふるさと学び会」講座」など大人も子どもも共に学び合うふるさと学習を推進して行く。	各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを小中学校12校で実施するとともに、ふるさと探検隊、山賊キャンプなどの学習機会を通して大人と子どもが学び合うふるさと学習を展開する。																				
(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり																							
学校カウンセラーの配置	学校教育課	瑞穂中140H、石見中140H、羽須美中70Hの訪問相談(県補助)を実施している。このうち、それぞれ中学校区内の全小学校への訪問を配分している。中学校を中心に小、中、適応指導教室(町直)連携のもと相談活動、不登校予防に努めている。	全小中学校に訪問時間を配分し実施する計画。																				
児童虐待防止ネットワークの活動強化	福祉課	心理判定員の設置は無いが、福祉課、保健課、児童相談所との協力体制により早期対応の実施ができています。担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得した(合計4名)	担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得する。																				
(3) 食育活動の展開																							
食育プランの推進	生涯学習課	5/29(土)鳥根県立大学教授名和田清子先生を講師に「生きる力は食卓から」と題しての講演会を実施した。また、各部署での活動について実践発表及び給食人気メニュー、地域伝統料理、特産品の試食会を実施し、5感で食育についての「気づき」の研修を行った。	年1回以上の研修会を開催する。 食育関連の情報の共有や事業の関連を図ると共に、各分野での取り組みを一体化させる。																				
(4) 次代を担う子どもの育成																							
人権同和教育学習会の開催	生涯学習課	邑南町人権同和教育推進協議会に、町内12校の校長及びPTA会長も会員として、年2～3回行う研修会への参加を呼びかけ、併せてPTA研修会の実施、職員研修会の実施の働きかけを行っている。 21年度においては、PTA研修会14回、学校教職員研修会は各中学校単位で複数回、その他町教育研究会の研修が開催され、平成22年度においても、同程度度の研修会が開催される予定であり、開催状況は年々増加傾向にあり、教職員の研修受講機会は充実している。今後も引き続き人権同和教育の取り組みについて、積極的な取り組みを働きかけて行きたい。	人権同和教育推進協議会と各中学校PTA等との連携により小中学校12校で実施																				
小・中学生および高校生と乳幼児の交流活動	学校教育課	交流活動全小中学校で実施されている。	小学校7回程度、中学校3回程度。																				
邑南町性教育カリキュラムの作成	学校教育課	全学校、養護教諭中心に年間計画を作成し、これに沿って学年に応じた指導を行っている。また、中学生を対象には「性・命・人権」の講演会を実施した。	年に1回の全体講演会を必須実施。																				

健康増進計画に係る評価報告書

(1) バランスの取れた食事と楽しい食生活の推進

①家庭における正しい食習慣の推進

2011年2月

項目	内容	H22年度の実施状況・評価
食に関する意識啓発と知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する意識啓発をし、関心や理解を深めていきます。 ・正しい知識の普及のため、食に関する学習の機会を増やし食の健康づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館や保育所等関係機関と連携しながら、保育所教室、地域運動教室、はつらつ教室、出前講座等各教室を実施し、食に関する意識啓発と知識の普及に積極的に取り組んでいる。今年度は企業等職場での出前講座も実施した。
家庭の食を営む力を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の食が心身の健康の基本となるため、様々な学習の場を通して家庭の役割を自覚し、子どもの頃から望ましい食習慣が身に付くよう働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と連携し、保護者参加の教室において実習や講話を実施した。朝食や間食などをテーマに取り組んだ。家族の食習慣を学ぶ場として、今後も関係機関と連携をとりながら取り組んでいく。
家族そろった食卓の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で囲む食卓を通して家族のつながりも強まり、人への思いやりや食に対する感謝の心も生まれてきます。人の心を育て心癒す場として大切である家族そろった楽しい食卓を推進していきます。 	

②生活習慣病予防の食生活の推進

生活習慣病予防のための正しい食習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスのよい食事や自分の適量などといった生活習慣病予防食の知識を持ち、正しい食習慣が実践できるよう生活習慣病予防教室などの取り組みを充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病のリスクが高い人に保健師・栄養士が講座や個別指導で知識の普及に努めた。特定保健指導、メタボ予防教室等。
	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい食習慣が継続されるよう働きかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種教室や相談の場において意識啓発に努めている。今年度は食事のバランスとあわせて間食についても啓発した。今後も継続して自治会や食の推進員等関係機関と連携をとり、地域の健康教室や出前講座等で働きかける。
食生活相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食・生活習慣病予防食・病態別食・介護食など食に関する様々な相談に応じます。 ・一人ひとりの健康状態や食習慣を踏まえながら望ましい食生活が送れるよう個別支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食教室やメタボ予防教室、特定保健指導など各種教室に合わせて個別相談に応じている。また、医療機関からの紹介や要望に応じ、随時個別相談を実施している。

③地域一体となった食育の推進

<p>邑南町食育推進計画の策定と食育の推進</p>	<p>・邑南町食育推進計画を策定し、町をあげて積極的に食育活動を展開します。</p> <p>・乳幼児から高齢者まで一貫した食育となるよう、家庭・保育所（園）・学校・地域・行政など関係機関と連携を取りながら推進します。</p>	<p>・邑南町食育推進協議会を母体として部会（保育所・学校・給食部会、家庭部会、地域部会）を中心に活動している。5月の総会では、関係機関が取り組み紹介や情報交換を行ったが、より連携した取り組みとなるよう努めていく。</p>
<p>食文化の伝承</p>	<p>・昔から伝えられてきた食文化には、郷土料理や行事食とともに基本的な食習慣やマナー、食を大切にする心があります。邑南町の食文化を見つめ直すとともに、地元の食文化を体験できる取り組みを進め、次世代へと伝えていきます。</p>	<p>・食の推進員協議会員で構成する食文化サークルを開催し、郷土料理、行事食等をまとめている。今後はこれを活用しながら地域での食文化の体験や伝承活動に取り組んでいく。</p>
<p>地産地消の推進</p>	<p>・地産地消によって、新鮮なものが味わえ、食への旬を知り、食や農業への関心も深まります。生産者と消費者の安全安心志向を高めながら地産地消を推進し、安全安心の食育を進めます。</p>	<p>・教室における調理実習では、旬の野菜を使い、できるだけ地元のものを使った献立を用いて学習をすすめている。</p>

④食環境づくり

<p>健康的な食生活を育む食環境づくり</p>	<p>・食の健康のためには各家庭での取り組みだけでなく、外食や買い物も含めた食環境整備も必要です。食環境整備を図るとともに食の健康づくりの気運を高めていきます。</p>	<p>・健康長寿おおなん推進会議等で、関係機関と検討していく必要がある。</p>
	<p>・健康メニューや情報提供のある「健康づくり応援店」の認証を受けるよう、県とともに飲食店へ働きかけます。</p>	<p>・健康づくり応援店が増えるよう、県と栄養士が連携して働きかけている。</p>
	<p>・商工会や商店等に対して、安全安心に配慮した取り組みや高齢者への宅配サービスなど地域のニーズに応じた取り組みを充実するよう働きかけます。</p>	<p>・健康長寿おおなん推進会議等、関係機関と検討していく必要がある。</p>
	<p>・町民が食品の安全性など食に関する知識と理解を持って正しい選択ができるよう意識啓発を図ります。</p>	<p>・各教室や相談、学習の場において、正しい食情報を提供している。今後も継続していく。</p>

(2) 運動による健康づくりの推進

①運動についての正しい知識の普及

項目	内容	H22 実施状況・評価
正しい知識の普及と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 健康講演会・健康づくり大会・各種健康教室等の場を利用して、運動の必要性・大切さを啓発し、運動をしてみようという気運づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座、地域運動教室、ささえあいミニデイ、元気館交流会等、いろいろな場を利用して、運動の必要性・効果についての意識啓発を実施している。 今年度からケーブルテレビがスタートしたので、毎月違う体操を放映することで、いろいろな運動を知ってもらい、自分にあった運動を始めるきっかけづくりをしている。 昨年度実施した健康づくり意識調査の結果、若い年代の方から、運動の情報提供をしてほしいとの声が多かったので、今年度は健康長寿おおなん推進会議の中で、商工会の協力を得て、各事業所に運動に関するチラシを配布した。
	<ul style="list-style-type: none"> 実技指導を行い正しい運動が実践できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記意識啓発に合わせて実技指導を行い、正しく効果的な運動が実施できるよう指導を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> 運動が習慣化した人に対しては、運動を継続する意識を保つための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域運動教室については、3か月の育成終了後も月1回の割合で町運動指導士が関わり、運動を継続するための意識啓発や正しい運動の実技指導を行い、皆さんが協力して運動が継続できるような支援を行っている。 元気館利用者についても、目的意識を持って運動ができるよう、個別目標の設定をし、定期的に評価を行うことで意識を保ち続ける工夫をしている。

②運動が実践しやすい環境づくり

多様な運動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 各自の目的・身体の状況・置かれている環境に応じて、個々の要望に合った運動が選択できるように、多様な運動の場を提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 元気館施設を利用した運動はもとより、地域においては、特に器具を利用しなくてもできるような運動を紹介している。また、それぞれの状況に応じ、生活習慣病予防・健康づくり・介護予防等の目的別の運動を紹介している。 事業所に勤める若い方については、忙しい・時間がなくて運動ができない・運動の必要性をあまり感じていない方が多い等の課題があったので、今年度モデル事業所を2カ所選定し、それぞれの職場の実態に合った運動を紹介し、各職場で実践中である。 今年度からケーブルテレビを活用した、運動の普及にも努めている。
地域における環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者は遠方には出かけにくい人が多いため、集落・自治会単位など身近なところで、手軽に運動ができる場を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターと連携をとり、出かけやすい身近な場で実施されるささえあいミニデイの場での運動指導を実施。（現在、35団体活動中） また、身近な公民館や自治会単位での地域運動教室を計画的に立ち上げ、6年間で目標の22教室の立ち上げが終了した。
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防、生活習慣病予防のために運動の必要な人がきちんと教室に参加していけるよう、対象者の把握・参加の勧奨を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防については地域包括支援センターや各支所福祉係と連携をとり、特定高齢者等が介護予防事業に結びつくような働きかけを行っている。 生活習慣病予防については保健課内で連携をとり、高危険群の方が教室に参加できるような働きかけを実施している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・一番手軽にできるウォーキングを普及するため、ウォーキングしやすい環境整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4土曜日をウォーキングの日とし、各地区公民館と連携して、地域巡回でウォーキング大会を実施。ウォーキングの日も定着しており、参加者が増加し多いときには100名を超える参加があった。 ・老人会や各種団体の要請に応じて、ウォーキング指導を実施した。 ・また、ウォーキングを継続するために、万歩計・ウォーキングマップ等の活用についても紹介し、楽しみながら継続できるよう支援している。
元気館における環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・どの地域の人でも元気館に通いやすくするため、交通アクセスの改善に向けた検討、必要によっては送迎の検討をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの接続の悪い石見地域については、毎週火曜日の午後、元気館送迎便を作り、通いやすい体制づくりを行っており、23年1月末現在で、331人（1回当たり8.1人）の利用があった。（羽須美地域の方についてはバスを利用して元気館に通うことが可能なので送迎は行っていない）
	<ul style="list-style-type: none"> ・元気館で実施している教室の種類や内容を充実・検討し、魅力ある教室運営・施設づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月に元気館・地域運動教室参加者に対してアンケート調査を行い、教室や指導内容の要望等を把握し、来年度、参加者の要望に即した教室運営・施設運営ができるよう努めている。
③運動習慣化への支援		
生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病は、運動だけでなく食事・生活・環境等色々な面からの働きかけや正しい知識の啓発が必要となるため、医師・保健師・栄養士・健康運動指導士等の専門職が連携をとり、生活改善への支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導では各専門職と連携をとって教室を開催している。毎回、手軽にできる体操を紹介し、日々の生活の中で実践してもらうような声かけをしている。 ・各地域毎月1回ずつ開催しているメタボ予防教室では、保健師・栄養士・健康運動指導士が連携をとり、ミニ健康教育・運動実技指導・個別相談を行い、年間を通じて参加することで健康意識を向上する取り組みを行っている。
効果的な運動指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に体力や筋力・生活状況などの評価を行い、それに基づいて運動内容を再検討し、より効果的な運動指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、元気館・地域運動教室・出張元気館等の場で体力測定会を実施し、各自の体力や筋力を客観的に評価し、それを個人に返すことにより、自分の状況把握や今後気をつけなくてはならないことが意識できるような働きかけを行っている。昨年度から生涯学習課や体育指導員と連携して、地域の体力測定会を行っている。
スタッフの質の向上・地域リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業をより推進していくためにスタッフの質の向上・地域リーダーの育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週元気館スタッフ会を開催し、指導内容の充実を図るよう努めている。また、定期的に地域包括支援センターと連絡会を開催し、より効果的な事業が実施できるよう調整している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域運動教室、ウォーキング等が町民により自主的に行われるよう、サポートリーダーの育成・活動支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は各地位ごとに3回、健康サポートリーダー養成講座を開催した（2/10から第3回目の養成講座がスタートするため、養成者数は未確定）。また、すでにリーダーとなっている方に対しては、各地域において3回の研修会を実施し、実際の現場で生かせる実技指導をしたほか、活動をする上での悩みや問題点を把握したので、今後はより活動がしやすいような支援を行っていきたい。

④運動の推進体制づくり

関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的に活動を展開するため、保育所（園）・学校・教育委員会等と連携を取り、ライフサイクルに応じた取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や小学校については、要望に応じて運動指導を行っているが、単発の指導に終わっており、ライフサイクルに沿って、計画的な仕掛けまではできていない。今後、課題を整理した上で、連携をとりながら取り組みを進めていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会と連携し、健康づくり活動を組み入れ、地域をあげて運動をする気運を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域運動教室の立ち上げ時には自治会を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みとなるよう働きかけている。 ・健康づくりアンケート調査の結果、地域での運動の場を増やして欲しいという要望が多かったため、出前講座の場等を利用して、地域をあげて健康づくりに取り組む気運づくりを行っていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在提供しているサービスだけにとらわれず、その時の状況に一番適したサービスを提供できる体制をつくるため、保健・医療・福祉の連携を強化していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な方に対して、より効果的なサービスが提供できるよう、各機関と検討会を行い、連携を強化していきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的に事業を展開していくため、運動推進計画（短期・中期・長期目標と推進体制の計画づくり）を関係機関と連携を取りながら策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、計画づくりを行っていきたい。

(3)心の健康づくりの推進

①心の健康づくりの推進

項目	内容	H22年度の実施状況・評価
心の健康づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の生活の中にストレス解消法を取り入れるなど、心と体のバランスがうまくとれるよう意識啓発・支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康相談・カウンセリング相談を開催し、気軽に相談するようPRしている。また、「ここはお元気ですか。」というリーフレットを作成し、各事業所や商店等働き盛りの人の目にも触れやすいところに置き、気軽にストレスチェックをしてもらうよう啓発していく予定。
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携をとり健康増進・趣味活動・公民館活動等、生きがい対策の場を増やし、参加を呼びかけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出かけること、人との交流を図ることの重要性を、認知症予防教室や地域運動教室等、地域に出かけた折に、参加を呼びかけている。
うつ予防・自殺予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・うつに対する正しい知識をもち、早期発見・早期治療へつなげるよう相談窓口を明確にします。 	<ul style="list-style-type: none"> うつ予防講演会（各中央の公民館にて開催）の開催に合わせて、早期発見・早期治療の必要性について啓発したり、相談窓口の周知を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による心の相談・カウンセリング、訪問を定期的に行います。個別支援を行い、重症化を予防します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の相談を各地域で年2回づつ、カウンセリング相談を年3回元気館で開催し、必要に応じて関係機関を紹介するなど、早期対応・重症化予防に努めている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人や家族のなど周囲の理解を得るための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ対応フロー図を作成し、関係機関と連携を取りながら早期に個別対応し、その後のフォローも役割分担して支援していくよう努めている。

②地域における支援体制の推進

心の健康に関する啓発	・一般的な知識の普及のため、講演会や町広報紙による啓発を行います。	うつ予防講演会（各中央の公民館にて）と、自殺のない地域づくりを目的とした自殺予防講演会を各公民館で開催した。
地域で情報把握ができる体制の整備	・民生委員等との連携を図り、早い段階での情報把握と対策を進めるため、体制整備を検討します。	・65才以上の方に実施している基本チェックリストや、地域の関係機関（医療機関・民生委員等）から気になる人を早期に把握し、早期対応ができるようにとフロー図を作成し、関係者に説明・協力依頼を行った。
当事者会や家族会等の仲間づくりの推進	・相談支援事業や地域活動センターの充実と利用の促進を図ります。	・関係機関と連携を取りながら個別対応に力を入れている。

③職場における環境整備

職場における啓発活動	・事業主や従業員への一般的な知識の普及のため、産業保健と連携を取りながら講演会などを実施します。	・壮年期を対象としたうつ予防のための紙芝居「眠れていますか、お父さん」を作成中（2月末完成予定）。3月から事業所への出前講座として出かけていき、睡眠を通じてうつ病の早期発見・早期対応の必要性について啓発していく予定。
相談体制の整備	・職場の相談窓口を明確にするよう働きかけます。	・健康長寿おおなん推進協議会の取り組みのひとつとして、職場の相談窓口の周知について商工会と協議を進めている。
職場環境の整備	・相談や治療が必要な場合は、その確保ができるように職場環境を整備するよう働きかけます。	・健康長寿おおなん推進会議の取り組みの一つとして、商工会と連携し、今後、相談や治療が必要な場合その確保ができるよう、職場環境の整備について検討する。

④専門的相談窓口の明確化

専門相談の開催	・精神科医や臨床心理士による相談の開催と充実を図るとともに、周知を行います。	・心の相談やカウンセリング相談について、広報・無線を通じてPRに努めている。
行政の窓口の明確化	・担当課を明確にし、担当職員の配置と研修を行います。	・自殺対策関係部局連絡会のメンバー（庁舎内の関係課の補佐で構成）を対象に、ゲートキーパー的役割の重要性についての研修会を開催し、行政職員として気になる人を見逃さないという意識づけを行った。
	・相談支援事業者や地域活動センターの役割の明確化と内容の周知を行います。	・「ここはお元気ですか。」というリーフレットの中の「相談窓口一覧」に、相談支援事業者や地域活動センターを掲載し、気軽に利用してもらえるよう周知を図った。

(4) たばこ・アルコールに関する意識啓発の推進

①地域・学校・職場等における意識啓発と環境整備

項目	内容	H22年度の実施状況・評価
正しい知識の普及・啓発	・たばこ・アルコールと健康について正しい知識を普及するため、講演会、広報活動、情報発信を行います。	・島根がん対策キャンペーンを開催し、たばこについて啓発を行った。 ・禁煙週間にあわせケーブルテレビなどで啓発を行った。
学校教育との連携	・未成年者の喫煙、飲酒を予防するために、学校教育と連携して、早期に正しい知識を教育する取り組みを進めます。	・健康長寿おおなん推進会議の活動として、石見中学校でキャンペーン、矢上高校はばたき講座においてたばこ、アルコールなどについて啓発を行った。
職場での環境整備の推進	・壮年期の喫煙予防対策として職場との連携を深め、推進体制として産業保健連絡会を行います。	・商工会、進出企業会と連携。職場の実態把握、出前講座による啓発を行った。
地域あげての禁煙対策の推進	・公共施設、集会施設、商業施設における禁煙、分煙を地域ぐるみで進めます。	・健康長寿おおなん推進会議の中で検討。自治会館の禁煙・分煙状況について調査。
	・受動喫煙から非喫煙者を保護する環境づくりを家庭・地域で進めます。	・健康長寿おおなん推進会議の取り組みとして、町内の統一標示を作成。公共施設へ配布し、掲示を依頼した。自治会長へ掲示の協力依頼。(自治会210枚配布)

②禁煙・適正飲酒への支援

禁煙サポート事業の推進	・禁煙したい人への健康相談・健康教育等、個別禁煙サポート支援事業を行います。	・今後町内の相談窓口等について検討する。
禁煙相談窓口の設置	・禁煙外来医療機関の紹介や情報提供を行うとともに、禁煙したい人の個別の相談に対応する窓口を設置し、各種の相談に応じます。	・島根がん対策キャンペーン、肺がん健診にあわせ禁煙外来医療機関の紹介、情報提供を行った。
酒害相談窓口の設置	・アルコール依存症で悩んでいる人や家族などを対象とした酒害相談の窓口を設置し、早期に相談に応じます。	・断酒会の会長と必要に応じて連絡を取り合い、個別支援の必要な人の訪問をしたり、断酒会の紹介を行っている。
断酒会等の自主グループへの支援	・断酒を継続するため、断酒会活動の紹介と支援を行います。	・断酒会の会長と必要に応じて連絡を取り合い、個別支援の必要な人の訪問をしたり、断酒会の紹介を行っている。

(5) 歯の健康づくりの推進

①8020運動の推進

項目	内容	H22年度の実施状況・評価
正しい知識と意識啓発	・歯は痛くならないとなかなか治療に結びつかず、早期の治療が残存歯本数に大きく関係することから、ライフサイクルに沿った歯科保健に対する意識啓発を行い、80歳で20本の自分の歯で噛めるよう意識を高めます。	・妊婦期から高齢者に対し事業展開を行った。今年度は、課題であった壮年期の取組みとして、特定健診での歯科相談、パンフレットを制作し職場健診での配布（環境保健公社へ依頼）、職場への出前講座を行った。今後もライフステージごとの取組みをすすめていきたい。
乳幼児・学校・地域一体となった活動の推進	・小中学校のフッ素洗口事業を通して、保護者や地域に対して歯科保健に対する意識を高めます。	・保育所の歯科教室、小学校での授業参観・保護者対象の教室を行い、地域・保護者へ情報提供を行った。今後も継続して地域・保護者へ働きかけていきたい。
	・フッ化物の効果に関する知識と利用を普及します。	・健診時・保育所歯科教室、小中学校教室にて、フッ化物の効果を入れた内容で歯科指導を行った。
	・歯科保健対策検討会で関係機関と連携を図り、歯科保健の調整・検討をします。	・年1回検討会を開催。町の課題を検討している。
	・邑南町の歯を守る運動として、関係機関と連携を図り歯科予防推進計画を立案し展開します。	・今後検討予定。

②歯周疾患対策の推進

成人歯科対策の推進	・壮年期から歯周疾患に罹患する人が急増します。この時期の人の口腔衛生に対する意識を高めるため、働き盛りの人たちのいる職場との連携を深め、啓発を推進します。	・壮年期への新しい取組みとして、特定健診に合わせ歯科相談、職場健診での歯科パンフレット配布、職場への出前講座を実施した。 ・歯科相談を受けた方は、132名であり、「今まで歯科指導を受けたことがなかったが相談して良かった」「もっと早く聞きたかった」等の声を頂いた。
	・事業所健診に歯科検診をセットしていくよう産業保健分野に働きかけます。	
	・早期発見、早期治療のため、壮年期からの定期検診を受ける習慣をつけるよう正しい知識を普及します。	・早期の取組みである妊婦歯科検診の受診率向上の為、母子手帳発行時の勧奨、両親学級の歯科保健の学習や、公立邑智病院と連携し、助産師が妊婦健診時に歯科検診の必要性について指導するなど、歯科検診の受診勧奨を行った。

③高齢者歯科保健の推進

正しい口腔ケアの普及	・高齢になっても残存歯及び義歯の正しいケアができるよう指導します。	・特定高齢者通所型（交流型、運動型）、はつらつ体操教室への集団指導、出前講座、ささえあいミニデイで教室を行った。 ・高齢者の健康と生きがいづくり事業として、昨年行った歯科実態調査の結果をふまえながら、保健師・管理栄養士、歯科衛生士による教室を、希望する町内公民館にて実施した。 ・お口の健康調査表を作成した。今後、福祉関係者、本人、家族が口腔機能向上に意識を持つきっかけづくりとなるよう活用していく。そのために、歯科研修会を開催し、お口の健康調査表の説明、歯科衛生士による口腔ケア実技指導を行った。
	・噛むことの大切さと食べることの必要性について啓発します。	

(6) 生活習慣病予防の推進

①自主的な健康増進と疾病予防の推進

項目	内容	H22 実施状況・評価
正しい生活習慣の促進	・喫煙・食生活・運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響（がん・メタボリックシンドローム等）に関する啓発・知識の普及を図り、予防の重要性に対する理解を深めます。	・メタボ予防教室を各地域で毎月1回定例実施。一般的な健康教育や特定保健指導対象外で特に高血糖検査値異常者のフォロー場として取り組み、ミニ健康講座の回数を増やし継続した働きかけができた。チラシ配布や広報、個別通知等で昨年より各地域とも1回あたり平均1～2人増の9人～14人の出席状況である。
	・町民の生活の質の向上を通して、将来の医療費の伸びの抑制を図ります。	・生活習慣病予防に関する啓発・健康教育を実施 健康長寿おおなん推進会議等で、関係機関と検討し、学習の場を増やし、関心が高まるように取り組んでいる。
自主的な健康づくり活動の促進	・地域・職場・行政等が行う健康づくり活動への参加を促します。	・健康長寿おおなん推進会議等で、関係機関と検討していく必要がある。各地域で立ち上げている認知症予防教室や地域運動教室への支援を定期的に行い、意欲的に教室運営が継続されるよう努めている。
	・自主的な健康づくりグループの活動を支援します。	

②保健事業の推進

早期発見・早期治療の体制整備 ・健康診査 ・人間ドック	・※「高齢者の医療の確保に関する法律」施行に伴い、他の保険者と連携を図りながら「特定健康診査等実施計画」を策定し、効果的・効率的な各種健診となるよう内容の見直しと場の確保、ハイリスク者の早期把握と支援体制を整備します。	・特定健診8日間と人間ドックで1,174人（23年1月26日現在） 特定保健指導該当者は動機付け支援が89人、積極的支援が38人。初回面接は9割を目標に取り組んでいる。また、報告会約3カ月後から精密検査受診勧奨を行っており、平成21年度精密検査受診率は74.7%である。
特定健康診査・事後指導サービス体制づくり	・健診の結果、高血圧・高血糖・肥満・高コレステロールなど、メタボリックシンドロームの要因を複数有している人を対象に、生活習慣改善に必要な知識・技術を身につけ健康的な生活習慣を獲得できるよう支援体制を充実します。	・健診報告会の実施9日、11会場で629人に実施（出席率70.9%）、欠席者には郵送で通知、必要時訪問の実施。
健康相談・健康教室・訪問の充実	・町民が個人・家族・地域ぐるみで健康づくりに積極的に取り組めるような情報提供・相談窓口・訪問活動を充実します。	・出前講座を中心に集落・組織等からの要請により実施。健康教室を実施し意識啓発をしている。また、訪問や個別相談にも随時行い、健康づくりに積極的に取り組めるよう支援している。
継続的した評価体制づくり	・効果的な事業が行われているか関係機関と連携を取りながら、効果・継続性・波及効果・経済性等一定の評価を行います。	・事業毎にPDCAサイクルのチェックをし、計画に基づく関係会議で評価と計画の見直しを検討する。

③がん対策の推進

がんの予防と早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・がん予防に関する正しい知識の普及を行い、がん死亡・罹患者数の減少、受診勧奨、受診率の向上、要精密検査者受診率の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の集団検診では胃がん検診1,052人、大腸がん1,897人、子宮がん587人、乳がん500人、肺がんは2,999人の受診があった。事業所へのがん検診についての啓発、3年未受診者への受診勧奨、女性特有のがん検診推進事業による無料クーポン券の配布など受診者数増加に力をいれた。 ・受診しやすい健診体制づくりとして、公立邑智病院で乳がん検診を開始した。 ・精密検査についても受診勧奨通知を行い、100%受診を目指している。
患者会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病による身体的な苦痛や精神的社会的な不安軽減のため、がん情報サロンの活動を関係機関と連携しながら側面的に支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員は約20人、健康センター元気館を拠点にがん患者支援としてがんサロンを月1回開催し、集いの場として開催している。 ・サロンのメンバーが「がん検診啓発サポーター」として地域でがん検診の必要性について啓発を行った。

④地域・団体・学校・企業が行う健康づくり活動の推進

健康づくりに関わる人材・団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が気軽に健康づくりができるよう保健・医療、福祉分野をはじめ関係各課と連携を図り、全町的な健康づくり活動・環境整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は3地域で健康サポートリーダー養成講座を5回コースで開催、また再講習も各地域1回ずつおこなった。（これから最後の養成講座を開催するので人数については未確定）。現在、活動に結びついていない方もあるので、今後は地域での運動教室や支え合いミニディサービス等の活動に結びつくよう働きかけを行っていきたい。
家庭・地域・学校・事業所等が連携した健康づくり活動に関する意識啓発、健康教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の発達段階に応じて心身の健康づくりに関する適切な実践や指導が行えるよう専門家との連携を強化します。 ・町内事業所等との連携を図り、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療などに関する具体的な取り組みを促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所等関係機関と連携し、課題の共有や同じ目的意識をもってそれぞれの立場で関わるよう連携をすすめている。 ・商工会・進出企業と連携し、職場における健康づくりの必要性について協議し、出前講座の企画をしてもらう等具体的な取り組みについて協力をお願いしている。
職域保健の推進（定期的健康診断と適切事後指導対策・健康教育・健康相談）	<ul style="list-style-type: none"> ・壮年期の健康指標（がん死亡者・糖尿病有病者・脳卒中発症者等）を改善するため、産業保健関係機関との関係を強化し、健康づくり活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断に合わせ、がん検診を実施する事業所が増えるよう商工会と連携して取り組みを検討した。また、10月にチラシを配布し、事業所健診を受けている国保被保険者の健診結果を把握できるような体制づくりの協力をお願いしている。

⑤安心と信頼の医療体制の推進

国民健康保険財政、老人医療費の適正化の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険保健事業に積極的に取り組み、総医療費が高額となっている疾病予防に努め、医療費の伸び率を抑える取り組みを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診及び人間ドックからの特定保健指導対象者は初回面接を行い、6カ月間の教室参加を呼びかけている。参加者は生活改善に結びつき効果を上げているが、集団の健康教室に参加される人が少なく個別対応が増えている。今年度から夕方から夜間のコースにも取り組み、若い年齢層の参加の機会をつくる。個々の自主的な健康増進及び疾病予防を図り、将来的な医療費の伸びを抑制できるよう継続して取り組む。
受診体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町内バス運行体制を見直し、安心して医療を受けられる体制整備を進めます。 ・緊急時に安心して受けられる医療体制と輸送体制の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町営バス、スクールバスの継続。 ・石見交通の運行廃止を受け、関係機関・部署と協議の結果、現状の運行を町営バスで引き継ぐこととなった。今後は、現状を踏まえ、住民のニーズや地域の実情に即した交通体系の見直しを行い、将来にわたって維持存続が可能な生活交通の確立を目指す。 ・邑智病院の救急告示病院の継続、防災ヘリコプターの活用を進める。
主治医との連絡体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果について、主治医と連携を密にし、個人の生活改善に結びつけられるよう支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病等の情報提供システムについて、主治医と連携をとって生活改善に結びつけられるよう支援している。少しずつ情報提供できている。
各種医療費助成制度の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・各種医療費助成制度の円滑な運用と住民サービスに努めます。（詳細は障害福祉計画、次世代育成支援行動計画に掲載） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、チラシ、各種教室等で制度利用について情報提供し、円滑な運用に努めている。 ・就学前乳幼児医療費無料化継続実施。

(7) 生涯現役の推進

①生きがいづくりの推進

項目	内容	H22年度の実施状況・評価
若い時からの生き方を考える場づくり・地域の中で生きがいの持つ場づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢期をいきいきと過ごし、生涯現役で過ごしていくためには、若い時期、特に壮年期の生き方が重要となります。若い時から積極的に保健事業、その他の生涯学習の場に参加し、高齢期をどう迎えるのかを考える気運づくりを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全町をあげて介護予防に取り組む気運づくりをすることを目的とした介護予防計画を策定した。今後その計画に沿って地域での取り組みを進めていきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を取りながら、環境整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防計画の中には、具体的な取り組みだけでなく、それを推進するための関係機関の連携を深めながら取り組んでいきたい。

②認知症に対する知識の普及

認知症予防講演会の開催	・「認知症は防げる・治せる」をテーマに全町を対象に講演会を開催し、早期発見・早期治療の重要性を周知します。	・各地域で、「認知症予防講演会」を開催し、認知症にならないためにどうしたらいいか、また認知症を早期に発見し、回復させる方法等についての知識の普及を行った。
集落健康教室・出前講座等を通じた知識の普及	・あらゆる場を通して「認知症は防げる・治せる」ことを広く町民に周知します。	・認知症予防教室を中心に、「認知症は治せる・防げる」、認知症を防ぐには日ごろの生き方・生活の仕方が大きく影響することを啓発した。
啓発パンフレットの作成	・認知症啓発活動の一つとして、本町の現状などを掲載した啓発パンフレットを作成します。	・今後、認知症予防に関する知識の普及・相談先・専門医などをわかりやすく示したパンフレットを作成していく予定。
相談窓口の明確化	・地域包括支援センターと連絡を取り、相談窓口の明確化、専門医療機関の周知を行います。	・必要に応じて、地域包括支援センターと連絡を取り合い、個別フォローに力を入れている。また、個別の処遇を通じて専門医療機関を紹介している。
認知症予防教室の育成・支援	・認知症予防教室を開催し、自主グループの立ち上げ・活動を支援し、育成します。	・現在10教室立ち上がっており、来年度から全教室とも自主運営になる。今後は自主化になった教室への支援と、認知症予防としての効果的な教室運営についてスタッフ間で協議し、教室だけの取り組みでなく、地域へも予防活動が波及していくような事業展開を図っていききたい。

③認知症の早期発見と個別支援

認知症の早期発見・生活改善への支援	・認知症予防教室や個別訪問等により、二段階方式による脳機能判定スケールを実施し、改善に向けた個別支援を行います。	・認知症予防教室で、集団かなひろいテストを年1回実施し、機能低下している人にはより詳しく状況把握をし、必要に応じて医療機関受診を勧めたり、生活改善に向けて指導を行っている。
	・民生委員・社会福祉協議会等と連携を密にし、気になる人の情報収集と早期対応に努めます。	・民生委員・社会福祉協議会等と連携を密にし、必要に応じてケース会議を開催したりしながら、早期対応を行っている。

④閉じこもり・うつ傾向の人への支援

知識の普及	・閉じこもり・うつに対する正しい知識を普及 ・うつは認知症を発症させ、重症になると自殺を誘発させることもあるなど、早期対応の重要性を周知していきます。	・各地域の中央の公民館にて、うつについての講演会を開催した。また、自殺予防講演会を開催し、合わせてうつ予防ミニ講座とうつ予防の紙芝居を実施した。
家庭訪問	・閉じこもり・うつ傾向の人への家庭訪問を行い、各関係機関と連携を取りながら支援していきます。	・うつ対応フロー図により上がってきたハイリスク者に対し、家庭訪問を実施している。また今年度の特定健診時実施した認知機能検査から上がってきた方に対しても、今年度中に訪問をして状況把握を行う予定。